



Title	唐代前半の胡漢商人と帛練の流通
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	唐代史研究. 2004, 7, p. 17-59
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/79129">https://hdl.handle.net/11094/79129</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 唐代前半の胡漢商人と帛練の流通

荒川 正晴

『唐代史研究』第7号

2004年8月



## 唐代前半の胡漢商人と帛練の流通

荒川正晴

はじめに

唐の高祖李淵は、隋末の騒乱で並び立っていた各地の群雄たちが投降してくると、彼らのために州県を増設した。その結果、州県の数に隋の開皇・大業時項代の倍になると伝えられている [『資治通鑑』 卷 192、貞観元年 (627) の条]。開皇時代といえば、隋の高祖 (文帝) が、地方割拠勢力の拠点となっていた郡を廃止し、州県制を定めたことで知られているので、唐の高祖は、隋の州県制を継承したものの、再び数多くの州県を地方の群雄たちのために置いたことになる。こうしたなか、その次子、太宗李世民が即位すると、これら数多くの州県は、州 350・県 1500 余り (貞観 13 年 <639> 時点) に併合・整理され、さらにそれらは十道に分けられた。

この太宗による州県の併合・整理が、唐朝の統治のためのネットワーク、すなわち国都である長安と地方の州県とをつなぐ行政都市のネットワークを十全に機能させるための前提作業となった。そして唐代前半においては、こうした唐の行政都市を結んだネットワークを支えたものこそ、ハードとしての駅道やその上に配された駅館といった施設、そしてソフトとしての交通システムであったのである。そして、こうしたネットワークに沿って、人の移動や情報の伝達とともに、唐朝の統治を支えた税物や軍需物資などの輸送が果たされていた。税物だけでなく軍需物資の輸送も、穀物とともに絹布の運搬が主体になっており、しかも当時、絹布、とりわけ絹は商品貨幣として広く流通していた。

本稿は、唐代前半における人の移動とものの流通の特質を焙り出すひとつの手だてとして、長安・洛陽を中心に北アジア南縁や中央アジアに向かって広がった唐の勢力圏における商人と絹の動きを探ったものである。なお本稿は、昨年 (2003 年) の唐代史研究会夏期シンポジウムで行った口頭報告を基調としている。内容は多岐にわたり、個々の問題について十分に分析できなかった部分は多いが、今後さらに検討を深めてゆきたい。

# 1. 唐代の交通体制と胡漢の商人

## (1) 羈縻州と駅伝制

唐の駅制の本質的な機能は、国都と地方州府とを直接に結ぶことにあり、その機能を保証するものこそ、長安から放射線状に広がり、国都とすべての州府とを結びつけていた駅道であった<sup>(1)</sup>。駅道については既に陳沅遠・青山定雄・嚴耕望諸氏によって詳細に検討されているが<sup>(2)</sup>、このうち都城の四面関を通過し四方に延びる六つの幹線路が、国都と州府とを結ぶ主要駅道と言ってよい。これは、柳宗元の『柳河東集』巻26の館駅使壁記に示される主要ルートとほぼ同じであり<sup>(3)</sup>、政治上の重要都市はすべて、これら主要駅道上にある。

他方、こうした駅道は、陳沅遠氏によって貢道とも呼ばれるように<sup>(4)</sup>、貢ぎ物を献上する道として長安に通じていた。各州より貢ぎ物がもたらされる正月の長安での元会儀礼の場が、皇帝と各州とが支配-従属関係を再確認する場であることが渡邊信一郎氏によって指摘されており<sup>(5)</sup>、唐にあってもなお、中央と州とを直接に結びつける駅道は貢道としての側面を強くもっていた。このことからすれば、唐代前半において、国都と地方州府とが駅道によって結ばれる体制が、直轄州府だけでなく羈縻州府にまで及ぼされていたことは、当然のことであった<sup>(6)</sup>。

さらに、こうした駅道上で機能する駅伝制は、州単位で管理・維持されていた。すなわち、各州において駅伝制は、人の面での色役(差科)と雑徭、財政面での戸税・公廩銭や駅田・公廩田により自立的に運用されていた<sup>(7)</sup>。ただし、『通典』巻6、食貨6、賦税下には、次のように見えている[清木場1996、10-11頁]。

大凡都計租税庸調、毎歳錢粟絹綿布約得五千二百三十余万端疋屯貫石、諸色資課及勾剥所獲不在其中。其度支歳計、粟則二千五百余万石、三百万折充絹布、深入兩京庫。三百万迴充米豆、供尚食及諸司官厨等料、並入京倉。四百万江淮迴造米轉入京、充官祿及諸司糧料。五百万留當州官祿及通糧。一千万諸道節度軍糧及貯備當州倉。布絹綿則二千七百余万端屯疋、千三百万入西京、一百万入東京、千三百万諸道兵賜及和糴、并遠小州使充官料郵駅等費。錢則二百余万貫。百四十万諸道州官課料及市駅馬、六十余万添充諸軍州和糴軍糧。自開元中及於天寶、開拓辺境、多立功勳、毎歳軍用日増。其費糴米粟則三百六十万疋段、朔方・河西各八十万、隴右百万、伊西北庭八万、安西十二万。河東節度及群牧使各四十万。給衣則五百二十万、朔方百二十万、隴右百五十万、河西百万、伊西北庭四十万、安西五十万、河東節度四十万、群牧二十万。別支計則二百一十万、河東五十万、幽州、劍南各八十万。餽軍食則百九十万石。河東五十万、幽州、劍南各七十万。

『通典』巻6には、度支（戸部の管下にある会計機関）の年間の經常収支統計（歳計）として玄宗期のそれが盛られており、そのなかに、前掲のように、支出に用いられた諸種財物を粟（穀物一般）、布・絹・綿、および錢の三項目に大別し、各々の支出を示した統計が見えている<sup>(8)</sup>。

これを見ると、布・絹・綿 2700 余万端屯疋の分に関して、長安・洛陽や諸道に常駐する軍鎮のための支出以外に、下線部分で示したように、度支の經常支出項目の一つとして「遠小州」<sup>(9)</sup> のための官料と郵駅の費用とが挙がっている。つまり、「遠小州」の官料と郵駅に対して、中央より庸調絹・布が毎年財政支出されていたのである。

李錦綉氏は、この「遠小州」を遠州と小州とに分けて理解し、郵駅費に関しては、遠州の郵駅は近傍の州の庸調絹・布が充てられて財政支援され、これに対して小州の郵駅は他州の戸税が回されて財政支援されたと指摘する<sup>(10)</sup>。したがって下線部分は、冒頭に「遠小州」とあっても、郵駅費に関しては、遠州にしか関わらないことになる。さらに李氏は、下線部全体を「遠小州の官料および北辺の羈縻州等の郵駅費」と理解することから<sup>(11)</sup>、氏がここで言う遠州とは「北辺」の羈縻州を主体に考えていることがわかる。

李錦綉氏が、このように遠州を「北辺の羈縻州等の郵駅費」と特定するのは、儀鳳4年度の支出案である「儀鳳3年（678）度支奏抄・四年金部符」（72TAM230:46、<録文>大津1986、6頁；文書8、137頁/<写真>図文4、65-66頁）の一条が念頭にあるからである。すなわち安北都護府・單于大都護府の「諸駅の賜物」として、靈州都督府・朔州より庸調絹・布が給付されることが度支により指示されていた。安北都護府・單于大都護府の「諸駅の賜物」とは、羈縻州府部落が支えていた参天可汗道上の諸駅に対する賜物のことで、諸駅を維持する経費として羈縻州府部落に賜ったものと考えられる<sup>(12)</sup>。実際にこれらの羈縻州府部落が置いていた駅が、人畜・糧食を供出していたことは『資治通鑑』巻198、貞観21年（647）正月丙申の条の記事よりうかがえ、さらに別の地域、例えば天山以北においても、羈縻州府部落が館駅を置き、何らかの供出をしていた如くである<sup>(13)</sup>。羈縻州府部落が、「諸駅賜物」として中央より庸調絹・布を得ていたのは、駅ごとに負担する人畜・糧食の供出を「貢納」と観念していたからに他ならない。したがって、私も度支の經常支出項目の一つになっていた「遠州の郵駅料」が、羈縻州府部落の館駅経費であったとする李錦綉氏の見解に同意したい。

すなわち、李錦綉氏が指摘されるように、羈縻州府に対して中央が庸調絹・布をもって郵駅費を直接経費負担していた。これに対して、「唐内地州県はみな戸税をもって駅費（の財源の一つ）に充て」ていたのである<sup>(14)</sup>。なお李氏は、庸調絹・布が支出される「遠州の郵駅費」として、「遠小州の官料」と合わせて210万端屯疋が支出されてい

たと推算する<sup>(15)</sup>。

ただし、李氏が「遠小州」を遠州（羈縻州）と小州（正州）とに明確に分けて考える点については、賛同しかねる。というのも、唐代において州府は、戸数の規模により上・中・下に分別されるとともに、羈縻州府（関内道）にのみ、その管下に「小州」として州が配されているからである〔『旧唐書』巻38地理志1〕<sup>(16)</sup>。また「小州遠郡、蠻陬夷落」という表現で辺域の異民族の地を示す例〔『旧唐書』巻98盧懷慎伝〕が見えている<sup>(17)</sup>。前掲の度支歳計が、庸調絹・布の額を具体的に挙げながら、中央より財政支援すべき対象を指定していることを考えれば、この「遠小州」が何を指しているかは明確なはずである。「遠小州」とは、正州と羈縻州とが合わさった曖昧な表現ではなく、羈縻州のことを一括して表現したものとまずは解すべきであろう。

以上より、私はここに検討した「遠小州の官料と郵駅費」に関する項目は、建て前としてはすべて羈縻州府についてのものであると考える。

そこで注目されるのは、この羈縻州府に対する「郵駅費」が「官料」<sup>(18)</sup>と合わせ、210万端屯疋にもおよぶ額であったことである。こうした辺域へ流されていた大量の庸調絹・布については、後節であらためて検討したい。

以上の検討から知られるように、庸調絹・布の経費に支えられた羈縻州と自立的な財政の基盤による正州がそれぞれに、各州単位に供出する人畜・糧食の供与によって、駅伝制は維持され、それによって唐の公用交通・通信・輸送（税物・軍物・貢物輸送）が支えられていた。

## (2) 交通・交易の管理体制

他方、各州では、管下の領民を戸籍に付けて、その移動を厳しく制限した。これは戸籍に登録することによって、その本貫地に緊縛するという、律令国家における人民支配の特徴とも言えるものである<sup>(19)</sup>。この戸籍に付けられたもののなかには、それまで間接統治を受けていたソグド人コロニーのソグド人のようなものも含まれていた。ただ編籍されると言っても実際には、一様に同じ戸籍に付けられたわけではなく、既に検討したように、実際には「百姓（本貫地で戸籍に登録されたもの）」・「行客（本貫地を離れた多様な客戸で、寄住先の州県で編籍されたもの）」・「興胡（外来のソグド商人で、寄住先の州県で編籍されたもの）」という、編籍上の別があった<sup>(20)</sup>。

これらのうち、百姓は、戸籍に付けられた地を離れるのは、原則として許されていないが、正当な事由がある場合（帰葬・和糶納入など）に限って、州県の審査を経たうえで、在住の州県を離れることができた。こうした百姓の移動を保証したのが、過所と呼ばれる通行証であった。基本的には、行客も興胡も、この過所を取得してはじめて各州

都市の往来が公認される。この過所は、中央以外では、地方においては州でのみ発給する権限が認められており、県ではこれを発給することができなかった。このことに端的に示されているように、過所は州領外の地、つまり広く唐全域の州をまたにかけて往来することを認める通行証である。その証拠に州領内の往来(隣接する州との往来を含む)においては、県でも発給できる公驗が通行証として利用されていた<sup>(21)</sup>。

ただし、過所は、通行証といっても、過所を発給した州が、過所を携帯する者の通過を遮ることのないように、他州に対して要請するかたちを取っており、そういう意味では、現代のパスポート的な役割を果たしている<sup>(22)</sup>。

このほか、州では「市」制が整備され、過所ともリンクしながら、官による交易管理が進んでいた<sup>(23)</sup>。こうした編籍制度と通過公証制や「市」制の整備を通じて、それまで各地域が保持していた交通・交易の管理権を中央に吸収していった。

唐帝国の成立とは、人の往来、ものの流通という側面で見れば、それまで各州郡県に分散していた、交通・交易の管理権を中央に吸収してゆく過程であり、唐領内のすべての州と国都を結びつける駅道の敷設は、それをある意味、具現化したものであった。

### (3) 唐帝国の領域拡大と胡漢の商人

こうして中央による交通・交易の一元的な管理のもと、中国内地をカヴァーする交通幹線(駅道、運河)や中央アジア・北アジアなど周辺地域と直結する交通路が整備され、都市網が張り巡らされるようになると、唐内地や周辺域において、人やものの流れは飛躍的に増大していった。とりわけ、前代以来の客商の活動は、唐になってさらに活発化していったことが推測される。長安が、歴大な人口を抱える最大の消費都市であり、巨大な需要を生んでいたことからすれば、唐の整備された交通体制のもとに、多くのものが客商を通じて長安に供給されていたことは言うまでもない<sup>(24)</sup>。また反対に、長安より、交通幹線を通じて四方に向かう客商の活動にも注意される。彼らの往来を見るにあたっては、通行許可権を有する各州の官との関係にも留意する必要がある。

具体的に検討してゆく史料に乏しいが、ここでは主に中央アジアおよび中国華北とその北辺(河東道・関内道北辺域、以下同)・東北辺(河北道北辺域、以下同)に活動していた商人について見ておきたい。

唐代に当該地域において活躍した商人といえば、何よりもソグド商人が挙げられる。後漢時代に既に中国に姿を見せていた彼らは、5世紀ころより積極的に東方に進出するようになり、キャラヴァン・ルートの拠点や貿易目的地に彼らのコロニーを置き、それらを拠点として、交易ネットワークを広げていた<sup>(25)</sup>。唐領内では、このコロニーは、中央アジアから中国へのルート、そして長安・洛陽を挟んで、河東道の太原・代州およ

び河北道の幽州・營州など北辺・東北辺への駅道に沿った主要州都市に置かれていた(後掲付図参照)。このほか、汴州にも彼らのコロニーがあった可能性があるが<sup>(26)</sup>、これ以南の地域には、劍南道を含め、現段階でそのコロニーの存在を確認できる史料はない。

ただし、このことは直ちに彼らのコロニーが、そうした地域にまったく無かったことを明示するものではない。少し遡るが、『南齊書』巻59 芮芮虜伝に、建元2・3年(479・480)の頃のこととして「時賈胡在蜀」とあり、また『梁書』巻18 康絢伝に、もと「康居」出身で、河西より藍田に遷ってきた康氏一族の康絢の祖父、康穆が、宋の永初年間中(420~422)に、「郷族三千余家」を率いて「襄陽」に移住してきたことが伝えられている。このことは、唐代の蜀や襄陽においても、ソグド人のコロニーが存続していた可能性を示唆するものであろう。しかしながら、華北以芮地域については、とりわけ開元・天宝期以降にあつては、ソグド人以外の外国商人である波斯や大食商人の交易活動との関係を考慮すべきであろう。

というのも、この時期以降、波斯や大食商人は南海ルートによる交易活動を本格化させ、ソグド商人とのある種の住み分けが行われていたように見えるからである。妹尾達彦氏の「異人買宝譚」の分析・研究によって明らかになったように<sup>(27)</sup>、開元・天宝時期以降における波斯・大食商人の活動の中心舞台は、国都や一部の都市でソグド商人と重なり合いながらも、おおむね長安・洛陽以南の運河沿いの都市や沿海沿いの大都市であった。

日野開三郎氏によって明らかにされたように、8世紀以降の唐代には外国金融資本として回紇銭と波斯銭の存在が知られている<sup>(28)</sup>。回紇銭とは、森安孝夫氏によってソグド商人の金融資本であることが明らかにされており<sup>(29)</sup>、これに対して波斯銭とは、ペルシア商人の金融資本のことを意味している。「銭」とは呼ぶものの、どちらも銭ばかりでなく金銀・絹帛等の利貸資本を総称した語である。大資本を擁する金融商人として、利貸・両替等のほか、他人の金銭を預かって保管の責に任じ、また預入者の振り出す手形や小切手の支払い業務や送金手形、さらには資本の投資事業も行っていたと見られる<sup>(30)</sup>。先に見たソグド商人と波斯商人らの活動地域を考えるならば、この二つの外国金融資本は、ソグド商人と波斯商人らの南北の住み分けの上によく機能していたことは十分に予想される。

ところで唐の支配下では、ソグド人のコロニーは、唐の行政組織すなわち州県郷里体制のなかに組み込まれ<sup>(31)</sup>、先に触れたように、コロニーのソグド人も漢人と同様に「百姓」として各州県に編籍された。また唐の交通・交易の中央管理体制のもと、原則として、唐内地と外国との自由な往来は厳禁されていたが、ソグド人だけは例外的な存在となっていた。すなわち、ソグド本国からのソグド商人で唐内地に入り客住しているもの

は、前掲の「興胡」として州県に掌握され、彼らもまた編籍の対象となっていた。朝貢使節とはまったく関係のない一般のソグド商人でも、中央アジアにおいて過所を取得し、長安までの通行を容易に果たしていたのである<sup>(32)</sup>。

またソグド人にすれば、彼らの交易ネットワークは、唐帝国の成立以降、先に見たような交通体制に支えられた唐帝国のネットワークの上を重層的に機能するようになり、彼らの遠隔地移動・通信・輸送を飛躍的に容易にさせていたと見られる。

当然のことながら、唐帝国のネットワークのもと、こうした外国商人だけでなく、漢人のなかにも積極的に商業活動をするものが存在し、漢人の豪商の存在も目立ってくるようになる。たとえば、唐の高宗時期には、長安の漢人豪商として、鄒鳳熾がいたことがよく知られている。彼は、ソグド商人が多く集まる長安西市の西隣の懷徳坊に居をかまえていた豪商であり、「邸店」を全国各地に設け、四方の物産をあつめて巨利を博したという<sup>(33)</sup>。このほかにも、八世紀ではあるが豪商として名の知られた長安の漢人商人が数多く知られている<sup>(34)</sup>。

またよく引かれる史料ではあるが、『通典』巻七、食貨七、歴代盛衰戸口の条に伝えられる開元十三年ころの記事として、

東のかた宋・汴に至るまで、西のかた岐州に至るまで、路を夾んで店・肆を列して客を待し、酒饌は豊溢たり。毎に店は皆な驢を有し、客に賃して乗らしめ、倏忽として數十里あれば、之を驛驢と謂う。南のかた荆・襄に詣るまで、北のかた太原・范陽に至るまで、西のかた蜀川・涼府に至るまで、皆な店・肆を有し、以て商旅に供し、遠く數千里を適くも、寸刀を持たず。

と見え、長安・洛陽を中心にして東は運河沿いの宋・汴州（河南道）、西は西南方面への蜀川（劍南道）や中央アジアに通ずる岐州（關内道）・涼府（隴右道）、南は長江中流域へと繋がる荆州・襄州（山南道）、北はモンゴリアへの太原（河東道）と東北方面への范陽（河北道）に至るまで、みな「店・肆」を構えて「商旅」に供していたという。この「店・肆」の広がりや、国都を終起点にして四方に延びる主要駅道をほぼ網羅している。ただし、朔方節度使などが置かれた關内道北辺への記述がここに無いことは、後の検討とも関わって留意しておきたい。

唐代の「店」については、日野開三郎氏の詳細な研究があり、それによれば「店」は宿泊・飲食業や倉庫・運送業を兼ねるだけでなく、前掲の鄒鳳熾の「邸店」のような規模の大きなものは、金融業や卸売業・問屋業などを兼ねる場でもあった<sup>(35)</sup>。前掲の『通典』の記事でも、「店」は宿泊・飲食業や運送業を兼ねていたことを読みとれるが、さらに日野開三郎氏は、この記事の「店」を検討し、これが投宿する客商などから商品を

仕入れては、それをその場で販売するような場ともなっていたと指摘する<sup>(36)</sup>。さらにトゥルファン文書の「唐開元二十二年（734）西州高昌県申西州都督府牒為差人夫修堤堰事」（73TAM509:23/1-1(a), 23/1-2(a), 23/1-3(a)、<録文>『文書』9、107-109頁。籍帳1979、377頁/<写真>図文4、317頁）によれば、トゥルファンで水利施設を修築する際、役夫を課す対象の一つとして「底（邸）店」<sup>(37)</sup>を高昌県が挙げていたことから、中国内地だけでなく、遅くとも八世紀前半には中央アジアのトゥルファンにも「邸店」が少なからず置かれていたことがうかがえる<sup>(38)</sup>。

また『旧唐書』巻185下、良吏下に、開元5年（717）ころのこととして、「御史中丞、兼檢校營州都督」であった宋慶禮が、營州の経済振興策として「招輯商胡、為立店・肆」をしたことが伝えられており、「商胡」を呼び込むために、范陽からさらに營州にまで「店・肆」の設置を充実させている。このことは、こうした「店・肆」が、漢人ばかりでなく、ソグド人客商も盛んに利用するものとなっていたことを示唆している<sup>(39)</sup>。なかには、唐内地に本貫を有するソグド人「百姓」が、「胡（商胡）」をターゲットにして「店」を設置したり<sup>(40)</sup>、さらには「胡店」が当時、存在したことから、波斯人やソグド人の経営する「店」もあった<sup>(41)</sup>。

先に見た主要駅道上にあったソグド人コロニーの配置が、同じく主要駅道上に点在する「店」の広がりとは概ね重なることは（後掲付図参照）、この「店」が唐代のソグド商人（「興胡」「百姓」）の活動にとって不可欠なものとなっていたことをうかがわせる。5世紀以来、中国内地に本格的に入植していたソグド人にとっても、唐代における「店」の充実は、唐の交通システムとともに、彼らの交易活動に新たな展開をもたらすものとなったのである。

10世紀の敦煌・トゥルファン文書より、漢語の「店」がソグド語やウイグル語に取り入れられていたことが知られるが<sup>(42)</sup>、このことは、唐代に中国内地やその周辺域に広範囲に置かれた「店」が、漢人商人だけでなく、ソグド人の商業活動にとっても長い間、重要な存在となってきたことをうかがわせるものであろう。

さらに唐の支配下に、ソグド人も漢人も同じく「百姓」として編籍され課役を負担するなか、コロニーは存続したものの両者の同質化は進展したものと見られる。なかには漢人の客商に雇用されるソグド人の姿も認められる<sup>(43)</sup>。こうした状況のもと、ソグド商人（「興胡」・「百姓」）と漢人商人との提携的な関係が構築されるのは自然な成り行きであった。なかでも、遠隔地交易における両者の提携が成り立っていたことは注目される。

すなわちその具体的な事例が、次のトゥルファン文書に見えている。本文書は、十断片より成るが、図文において冒頭に配されている二断片に限り、録文と和譯を掲げた<sup>(44)</sup>。

「唐西州高昌県上安西都護府牒稿為録上訊問曹祿山訴李紹謹両造辯辞事」  
(66TAM61:17(b):23(b), 27/2, 27/1(b)、<録文>文書 6、470-473 頁/<写真>図文 3、  
242-243 頁)

①66TAM61:17(b) (本断片の冒頭二行には奏疏の草稿が記されるが、ここでは省略する)

- 1 高昌縣 牒上安西都護府
- 2 曹祿山年卅  
(依檢?)  
□□案内
- (牒得)
- 3 □□上件人辭稱、向西州長史 [
- 4 □□□在弓月城有京師漢名李 [
- 5 □□□在弓月城舉取二百七十五疋絹、向龜
- (茲。兩箇)
- 6 □□□相逐、從弓月城向龜茲。阿兄更有
- (馬)
- 7 □□疋、馳兩頭、牛四頭、驢一頭、百疋絹價華
- 8 □并椀、別有百疋絹價財物及漢鞍衣裳
- 9 調度。其李三兩箇相共從弓月城向龜茲、
- 10 不達到龜茲。其李三是漢、有氣力語行、
- 11 身是胡、不解漢語。身了知此間□ [-----
- 12 行恩澤於此間、請一箇 [
- (後欠)

(和譯)

高昌縣より安西都護府へ牒をもって上申いたします。

曹祿山 年三〇歳。

申し上げます。上件人の辞を得たところ、「西州長史に対して……。弓月城に京師の漢人で李というものが居り、……。弓月城で二七五疋の絹を借り受け、龜茲へ向かいました。(二人は)ともに弓月城より龜茲へ向かいました。兄はさらに、馬□疋・馳兩頭・牛四頭・驢一頭・百疋の絹の價に相当する華□や椀、また別に百疋の絹價相当の財物及び漢の鞍・衣裳・調度を持っていました。李三 [李紹謹] と二人でともに弓月城より龜茲へ向かいましたが、<兄は>龜茲には到着しませんでした。李三は漢人であり、熟辯をふるって釈明いたしますが、私は胡人であり、漢語は理解できません。(意味不詳)……。

②66TAM61:23(b), 27/2, 27/1(b)

- ( 前 欠 ) (者)
- 1 □□有所歸、請乞禁身、与謹對當□。  
禄山 (城?)
  - 2 問得款、李謹當時共兄同伴、向弓月 [   
曹
  - 3 并共曹果毅及二并外生居者去□ [   
城
  - 4 其曹果毅及曹二留住弓月、其李三□□ (安)
  - 5 兄邊取練訖分明付、兄与李三同□□□□
  - 6 西。李三見到、唯兄不來、既是□□□安  
安西
  - 7 西。兄不至、所以陳訴、更無□□□□、又問禄  
(曹果)
  - 8 山得款、別兄已來、經四年、□□□毅、曹二  
□□□□多 (与?李)
  - 9 胡輩處指的同舉練□□三。身及外
  - 10 生兒逐李三後去。其曹果毅、曹二是胡、
  - 11 客京師、有家口在。身當來日、留住弓  
(月城)
  - 12 月城在、身亦不在弓□□。當李三共  
(月)
  - 13 □□去時、弓□ [   
( 後 欠 )

(和譯)

( ) 帰する所となっています。なにとぞ身柄を拘束して、李紹謹と相対して取り調べられますことをお願い申し上げます。」と言ってまいりました。<ここです>禄山を尋問して得た款 [くちがき] には、「李紹謹は当時、兄と隊商を組んで、<京師より>弓月城へ向かいました。さらに曹果毅および曹二、また同居する外甥 [姉妹の息子]? も共に (弓月城へ) 往きました。曹果毅および曹二は、弓月城に留まりましたが、李三 [李紹謹] が兄より練を借り受けて、それが<李三に>わたされると、兄は李三とともに安西に (向かいました)。李三は現に到着しているのに、ただ兄はやって来ませんでした。既に安西……、兄は安西に到着しませんでしたので、そこで陳情申し上げて訴え出ることになりました。更に……はありません。」とあります。さらに禄山を尋問して得た款によれば、「兄と別れて以来、四年経過していますが、<知見人となった>曹果毅と曹二らの胡輩たちのところで、確実にともに絹を貸し付けて李三に与えています。私および外甥は李三の後を追っていきました。曹果毅、曹二はともに胡であり、京師で家族とともに客住しています。

(以下、意味不詳)……。

既に別稿において次の諸点を指摘しておいた<sup>(45)</sup>。まず文書の書写年代は、上限は、吐蕃によって安西四鎮が陥され、安西都護府が西州に戻された咸亨元年（六七〇）四月、下限は出土古墓の被葬者の没年である咸亨四年（六七三）とみなされる。

また本文書は、債権者であるソグド人の曹禄山の兄（曹炎延）と債務者である漢人の李紹謹（李三）との間に生じた、絹の貸借上のトラブルを内容とする訴訟案件であり、実際に官司に訴え出たのは禄山である。ここに言う官司とは、トゥルファンに置かれていた高昌縣の官司と見られ、①の冒頭では、訴え出た禄山の辞が引用されており、それは②の一行目まで続いている可能性が高い。続いて②には、同じく禄山の供述調書が見えているが、その他ここに引用しなかった八断片にも、高昌縣での審議過程で関係者より取られた多くの供述書（款、くちがき）が見えている。

本文書の内容から明らかなように、本文書に登場する関係者すべてが京師に居住するソグド人・漢人であった。曹禄山の兄と漢人の李紹謹は、②の二行目に見えるように「同伴」して長安から中央アジアにきていたと見られ、現地で曹禄山の兄は資金（練）を漢人商人の李紹謹に都合していた。その李紹謹が資金を借りた際に知見人となったのも、ともに京師より来た②に見える曹果毅と曹二（畢娑）とであった。

以上のことから、京師の漢人が、同じく京師に寄住するソグド商人（「興胡」）と組んで、弓月城（イリ）や安西（クチャ）にまで、資金の融通をソグド商人から得ながら広範囲に商業活動を展開していたことがうかがえる。ここには、特定のソグド人とパートナーを組むことによって、彼を通してソグド人の交易ネットワークに乗っていた漢人商人の姿が認められる。中央アジアでは、唐代以前にあっては、漢人商人の活動は皆無に等しかったと思われるが、高宗時期に唐が中央アジアに大きく勢力圏を拡大してゆくと、早くも長安の漢人商人で、同じく長安を本拠としたソグド人と提携して中央アジアへ出向いて交易をしていたのである。国都を中心に「店」が点在する唐内地およびその周辺域に広がった交易圏は、漢人商人とソグド商人（「興胡」）とが提携的な関係を構築しながら、さらにその外側へと拡大していったことがうかがえる<sup>(46)</sup>。『唐会要』巻 86 関市の条に「天宝二年十月勅すらく、聞くが如くんば、関已西の諸国は、興販の往来絶えずと。託するに求利を以てし、終には外蕃に交通すると雖も、因循なること頗る久しく、殊に穩便に非ず」（聞くところによると、[鉄門] 関以西の諸国については、[興胡や漢人] 客商の往来が絶えないという。彼らは「求利」（金儲け）を頼んで、ついには外蕃に行ってしまうのに、それをずるずると認めてしまうことが久しく行われており、はなはだ穩当ではない）とあるのは、こうした拡大現象が八世紀においても継続していたことを明示している。

## 2. 唐代における貨幣（帛練）の流通

### (1) 庸調絹・布の財政支出

中央による交通・交易管理のもと、唐における大きなものの流れを作ったものとして、庸調として徴収された絹布が、軍需物資としてまた羈縻州府の「官料・郵駈費」として、主に西北辺（隴右・河西兩道、以下同）～北辺～東北辺に流されていったことが挙げられる。とりわけ、8世紀以降、節度使がおかれてゆくと、各節度使の管内へは莫大な絹布が流入した。先に掲げた『通典』巻6、食貨6、賦税下には、庸調絹・布の歳入2700余万端屯疋のうち、天宝中の軍事経費（兵賜・和糴・別支）と遠小州の官料・郵駈等の費用として、1300万端屯疋が挙げられている。その内訳を節度使（①西北、②北、③東北、④西南方面別）・群牧使・遠小州に分けて簡略にまとめると以下のとおりである<sup>(47)</sup>。

- ①河西節度使(180万)・伊西北庭節度使(48万)・安西節度使(62万)・隴右節度使(250万)
- ②朔方節度使(200万)・河東節度使(130万)
- ③范陽節度使(80万)・平盧節度使(失数)
- ④劍南節度使(80万)
- ⑤群牧使(60万)
- ⑥遠小州の官料・郵駈等費(210万)

これを見ると、天宝年間当時の庸調絹・布の国庫収入（推算）の約半分が、主として遠小州（羈縻州）も含めて西北辺～北辺～東北辺へ振り向けられていたことが確認できる。同方面への庸調絹・布の流入は、7世紀には既に始まっており、それが8世紀になって節度使が配備されるなか、規模を拡大させて継続していたのである。なかでも西北方面への振り分け額は飛び抜けている。この結果、唐前半期において徴収された莫大な庸調絹・布は、中国内地から中央アジア・北アジア南縁（中国北辺・東北辺）に向けて流れ込むことになった。

### (2) 庸調絹・布供出州の分布と編戸数の変動

庸調絹・布の供出州については、相互に齟齬はあるものの、開元時期のそれが『大唐六典』（以下、『六典』と略称）巻3戸部郎中員外郎の条・同巻20太府寺および『元和郡県図志』（以下、『図志』と略称）に伝えられている。濱口重國氏によれば<sup>(48)</sup>、『六典』は開元10年に編纂に着手され、その後、開元26年に奏上されたものであるが、巻3

の各道条下の割注に明記される「賦」(庸調)の供出州に関する情報は、関内道の割注に開元25年発布の勅を収録していることから、開元25・26年の制度が反映していると見て良いと断ずる。ただし同じく『六典』でも、巻3戸部郎中員外郎の条に収載された庸調絹・布の供出州は、ほぼ全体を網羅しているものの、巻20太府寺に収載されたそれは、後に見るように絹・布の格付けを目的とするもので、すべての供出州をカバーしているわけではない。他方、『図志』は9世紀初頭に編纂されたものの、州府ごとに「開元賦」の項目を設け、開元期の庸調絹布の内容を伝えているが、欠巻もあるうえ、「開元賦」を載せていない州府も少なくない。したがって、8世紀前半段階における庸調絹・布の供出州を俯瞰するには、『六典』巻3戸部郎中員外郎の条に収載されるものに拠るのが妥当であろう。

そこで、『六典』巻3戸部郎中員外郎の条に収載される情報に基づき、庸調として課せられている布帛の内訳と供出州を、あらためて道別に整理してみると以下のようである。

- 河南道・・・純綿(陳・許・汝・潁州)、絹綿(それ以外の州)
- 河北道・・・絲(相州)、絹綿(それ以外の州)
- 劍南道・・・葛紵布(瀘州)、綿絹・紵布(それ以外の州)
- 淮南道・・・布綿麻(壽州)、純絹(安・光州)、綿絹(申州)
- 山南道・・・綿絹(梁・利・隨・均・荊・襄・雜州)、綿紬(合州)、麻布(それ以外の州)
- 関内道・・・絹綿(京兆府、同・華・岐州のみ)、布麻(それ以外の州)
- 河東道・・・繡(蒲州)、麻布(それ以外の州)
- 隴右道・・・布麻
- 江南道・・・火麻(潤州)、紵布(それ以外の州)
- 嶺南道・・・紵布(広州等)、蕉布(端州)、落麻布(康・封州)

これより、絹は河南道・河北道、絹・布は劍南道・淮南道・山南道・関内道、布は河東道・隴右道・江南道・嶺南道が供出していたことが知られる。後掲付図で見ると、絹の供出州が河北道・河南道および劍南道に多く集中していたことが確認できる。このことは、庸調絹・布の供出州総数とその内訳を道別に示した以下のまとめからも認められる。

- 絹  $100 - \alpha$  州 (劍南道  $32 - \alpha$ 、河南道 28、河北道 25、山南道 7、関内道 4、淮南道 4)
- 布  $217 + \alpha$  州 (嶺南道 70、江南道 51、山南道 26、隴右道 21、河東道 19、関内道 18、淮南道 11、劍南道  $1 + \alpha$ 、)

※関内道4は、京兆府を含んでいる。

※淮南道に関しては、壽州が庸調として絹・布ともに供出しており、それぞれに加算している。

※劍南道に関しては、絹・布の供出州が、それぞれどれほどになるのかは正確にはわからない。

供出州の数だけを比較するならば、絹の供出州は布のそのの半分以下であったことがわかる。これに対して、以下に掲げるように、庸調絹の課丁数は、全体のほぼ4割を占めていたことがうかがえる。

全課丁 820 万人・ ・ ・ 庸調絹綿 370 万人 / 庸調布 450 万人<sup>(49)</sup>

もちろん布に関しては、嶺南道の羈縻州が多く組み込まれているので、単純には比較できないが、絹の供出州に編戸数の規模が大きいものが多かったことは、後掲の付図を見ても明かである。同じく後掲の参考表「唐代編戸数の変動」<sup>(50)</sup>に示したように、7世紀（『旧唐書』巻38-41地理志、貞観13年）<sup>(51)</sup>から8世紀（『通典』巻171-184州郡典、天宝元年）<sup>(52)</sup>にかけて、庸調絹・布を納めていた編戸数は、各道とも大方、増大しているが、京畿・都畿両道を除けば、とりわけ河北道・河東道・河南道・江南東道で増加が著しい。とくに凍国棟氏が指摘するように<sup>(53)</sup>、10万戸以上の州府は全国に16あり、そのうち11が北方の諸道にあり、しかも主に河北・河南両道に集中している（後掲付図参照）。これに江南西道・淮南道・劍南道・河東道が続き、一部の州では編戸数の飛躍的な増加が見られる。これらに対して、山南道・黔中道・隴右道・嶺南道は、全体からすると編戸数の規模も小さい上に、8世紀になっても編戸数はなお微増にとどまっているのが実情である<sup>(54)</sup>。

したがって8世紀前半期においては、編戸数が抜きん出ている京畿・都畿両道を除いて、絹は10万戸以上の州府が集中する河北道と河南道を筆頭に、続いて劍南道<sup>(55)</sup>が、布は江南東道を筆頭に、続いて江南西道・淮南道・河東道が課税対象地域として重きをなしていたことがうかがえる。

こうした唐代前半の織物産地の状況については、絹については先行する南北朝時代の状況が基本的には継続していたと見ることができる。すなわち、南北朝時代における絹織物生産の中心は、定州（博陵郡）・相州（魏郡）・貝州（清河郡）など、黄河の北側（河北道）にあり、黄河南北のその他の諸郡並びに蜀郡がこれに次いだ<sup>(56)</sup>。また佐藤武敏氏によれば、唐代後半においても、江淮方面で絹産地は増えるものの、基本的には河南・河北道が主産地であったとする<sup>(57)</sup>。

このように絹の供出州は河北道・河南道、次いで劍南道が中心地域となったが、このうち河北・河南道産の絹は質が高く、劍南道産の絹は質が劣っていたことが、以下に掲げるように、『大唐六典』巻20、太府寺に見えている。

唐における絹織物の格付け [『大唐六典』巻 20、太府寺]

等級	生産地	種類
1	【河南道】宋・亳州	絹
2	【河南道】鄭・汴・曹                      【河南<都畿>道】懷州	絹
3	【河南道】滑・陳・海・濮・泗・徐・兗州 【河北道】衛・魏・相・冀・徳・貝・博州	絹
4	【河南道】齊・許・豫・鄆州    【河南<都畿>道】仙州 【河北道】滄・瀛・深・莫・洛・邢・恒・定・趙・棣州	絹
5	【河南道】穎・淄・青・沂・密州 【河北道】幽・易州 【淮南道】壽・申・光・安・黃州 【山南東道】唐・隨州	絹
6	【劍南道】益・彭・蜀・梓・漢・劍・遂・簡・綿・褒州 【山南東道】襄・鄧州	絹
7	【劍南道】資・眉・邛・雅・嘉・龍・陵州 【山南西道】閬・壁・集・果・洋・渠州 【河東道】普州	絹
8	【山南東西道】利・興・通・巴・蓬・金・均・開・合州 【江南道】泉・建州、閩県	絹

これに対して布の供出州は、北では、河東道、隴右道が中心であったが、南では淮南道・江南道・山南道・嶺南道などに広く及んでいた。質については、以下に掲げるように、淮南・江南・山南道のを筆頭にすもの、同じ道でも品質にかなりの差があったことがうかがえる。

唐における布の格付け [『大唐六典』巻 20、太府寺]

等級	生産地	種類
1	【山南東道】復州 【淮南道】沔州                      【江南東西道】宣・潤州 【淮南道】黃州	紵 火麻 賞
2	【江南東道】常州 【淮南道】舒・蘄・黃州    【江南西道】岳州    【山南東道】荊州 【淮南道】廬・和州    【河南道】泗州                      【河東道】晋州	紵 火麻 賞

3	【淮南道】楊・沔州 【淮南道】楚・廬・壽州 【淮南道】楚・潞州	【江南東道】湖州 【河南道】徐州 【河東道】絳州	紵 火麻 貲
4	【淮南道】蘄・廬州 【江南西道】澧・朗・潭州 【河東道】澤・潞・沁州	【江南東道】蘇・越・杭州	紵 火麻 貲
5	【江南東西道】衢・饒・洪・婺州 【京畿道】京兆府	【河東道】太原府・汾州	紵 貲
6	【山南東道】郢州 【劍南道】褒州	【江南西道】江州 【山南西道】洋州 【關內道】同・岐州	紵 貲
7	【江南東西道】台・括・撫・睦・歙・虔・吉・温州 【山南東道】唐州	【河東道】慈州 【關內道】坊・寧州	紵 貲
8	【江南道】泉・建・袁州、閩県 【河南道】登・萊州	【山南東道】郢州	紵 貲
9	【山南東西道】金・均・合州		貲

### (3) 庸調絹・布の送納先

各州より納められた庸調絹・布が、中央に送達されるばかりでなく、直接、地方にも振り向けられていたことは、既に明かとなっている。その際、庸調絹・布を納める州には、これをストックしておく中継ポイントまでの輸送が課せられており、そこからさらに最終目的地へと送達されていた。こうした中継送納地の一つに涼州があり、ここから河西・中央アジアへと庸調絹・布が転送されていた。涼州には、7世紀後半に、劍南道から送納された庸調絹（帛練）がストックされていたことが知られているが<sup>(58)</sup>、さらに8世紀半ばには、次に掲げるような庸調絹が送納されていた。

「唐天寶四載（745）河西豆盧軍和糶・交糶會計牒」（P. 3348V, <録文> 籍帳、464頁；  
 釈録1、429頁）

合當軍天寶四載和糶、准 旨支貳萬段、出武

威郡、准估折請得絶絹練綿等、惣壹萬

肆阡陸伯柒拾捌屯疋參丈伍尺肆寸壹拾銖。

伍阡陸伯疋、大生絹。

伍伯伍拾疋、河南府絶。 [都畿道、洛州の絶]

貳伯柒拾疋、縵緋。

貳伯柒拾疋、縵緑。

壹阡玖伯貳拾柒屯壹拾銖、大綿。

壹阡柒伯正、**陝郡純**。 [都畿道、陝州の純]

肆阡參伯陸拾壹正參丈伍尺肆寸、大練。

本文書は、天寶四載に豆盧軍が和糴・交糴を行った際に作成した会計牒であるが、これを見ると、涼州に送納された庸調絹は、大まかに分けて、特定州に限定されない大練、大生絹、縵、大綿と、特定の土地（都畿道の河南府・陝郡）より納められた純とに分かれる。これらはすべて敦煌に置かれていた豆盧軍の和糴費用として支出されたものであるが、以下に掲げるように、以上に掲げた布帛内容の傾向は、燉煌郡（沙州）の会計関係文書や西州の公定市価文書にもほぼ認められる。

【燉煌郡<沙州>の会計関係文書】<sup>(59)</sup>

- ①大練
- ②雜州の小練
- ③梓州・益州の小練
- ④大生絹
- ⑤陳留郡の大絹
- ⑥河南府の純（生純）
- ⑦陝郡の純
- ⑧大・小綿
- ⑨縵
- ⑩紗

【西州の公定市価文書】<sup>(60)</sup>

- ①大練
- ③梓州の小練
- ④生絹
- ⑥河南府の生純
- ⑦陝・蒲州の純
- ⑧大綿
- ⑨縵
- ⑪常州布・雜州布・火麻布・贛布・曷布など

これらは、それぞれ史料としての性格を異にしながら、概ねそこに出てくる絹の内容には共通性が見られる。涼州にストックされていた庸調絹は、敦煌だけでなくトゥルファンにも軍物として送達されていたことを考えれば、この共通性は、両地に置かれた軍鎮に送られた軍物が、軍鎮やそれが置かれた州郡の官物として用いられ、そしてそれが民間に流されて「市」に出回るようになった結果であろう。

これに対して、布に関しては、前掲の燉煌郡（沙州）会計関係文書や「唐天寶四載（745）河西豆盧軍和糴・交糴会計牒」からも知られるように、軍鎮・官が関わる財政支出にはほとんど顔を出さず、これが官による支払い手段としてはほとんど用いられなかったことがうかがえる。また隴右道が庸調布の供出地であることから、絹のように、中国内

地の州より度支の指示により大規模な額の庸調布が涼州に送納されていたことは考えがたい。

ただしトゥルフアンからは、以下に掲げるように、庸調絹とともに庸調布の実物がアスターナ古墳群墳墓より出土している<sup>(61)</sup>。

トゥルフアン出土の庸調絹布、脚・租布

道名	徴収州県名		絹布の種類	時期	出土墓・文物番号
河南道	河南府	長水県	緇(庸調) <sup>(62)</sup>	8c. 前期	73TAM192:5
江南西道 東道	宣州	溧陽県	布(庸調)	7c. 末or 8c. 初	72TAM225:1
	婺州		布(庸調)	8c. 前期?	72TAM194:9
	婺州	蘭溪県	布(脚布)		67TAM96:4
	婺州	蘭溪県	布(庸調)	神龍二年(706)	Ast. ix. 2a. 07.
	婺州	信安県	布(租布)	光宅元年(684)	Ast. ix. 2b. 011.
	湖州	安吉県	布(庸調)	7c. 後期?	72TAM191:107
	明州	鄞県	布(庸調)	開元九年(721)	68TAM108:16
山南西道 東道	梁州		布(庸調)	開元九年(721)	2TAM218:17
	洋州	西郷県	布(庸調)	7c. 末or 8c. 初	72TAM157:4
	均州	鄖郷県	布(租布)	8c. 前期?	72TAM194:13
	澧州	慈利県	布(調)	永隆二年(681)	0tAM340
劍南道	陵州		布(庸調)		67TAM76:11
	成都府	双流県	綾(折調細綾)	景雲元年(710)	2TAM226:16
	益州		練?(庸調) <sup>(63)</sup>		72TAM227:4

このトゥルフアンのアスターナ古墳群墳墓より出土した庸調絹・布の存在は、庸調絹(緇・練?)が河南道や劍南道より送られていたことを考古資料から具体的に裏付けてくれるとともに、布については、隴右道以外でも江南道や山南道から庸調布が流入していたことを教えてくれる。もちろん散発的な出土資料ではあるが、前掲の西州公定市徭文書にも、常州(江南東道)の布<sup>(64)</sup>も見えており、トゥルフアンには江南方面からの庸調布が少なからず流入していたことが考えられる。この唐内地よりの庸調布も、本来は軍物として送られ、まずは当地の軍鎮に駐留する兵健の衣料などとして支給されたものであろうが、それがさらに民間に流されたものと見られる。

以上より、前節に検討した庸調絹・布の重点供出州のことを併せて考えるならば、中央アジア方面へは、絹では劍南道と河南道を中心として庸調絹が送られ、また布は隴右

道以外にも江南道・山南道などの江南方面からも庸調布が送られていたと見て良いであろう。

この他の東北辺や北辺については、送納された庸調絹・布の内容を検討できる史料は少ないが、『顔魯公集』顔魯公集行状に、東北辺軍へ供する軍物として河北道清河郡（貝州）の北庫に「江東布 300 余万疋」のほか「河北租調絹 70 余万・当郡綵綾 10 余万」などが貯納されていたという<sup>(65)</sup>。北辺については、史料的に確認することは困難であるが、後に検討する絹の貨幣的な役割を考えるならば、同様に布だけでなく絹も送納されていたと見てよいであろう。そして先の史料よりうかがえるように、絹は、主産地である地元の河北道やおそらくは河南道の絹が振り向けられ、布は、地元の河東道もあろうが、江南東道を筆頭に淮南道や山南道などの江南方面の庸調布が振り向けられていたと見るのが妥当であろう<sup>(66)</sup>。

#### (4) 庸調絹・布の輸送体制と商人

国家がかりで辺地の駐留軍に軍需物資を転運する形態は、5 世紀なかばの北魏の献文帝の施策に始まり<sup>(67)</sup>、隋唐にそれが受け継がれて完成された。すなわち唐は国家が指定した送納地まで、庸調絹・布を供出州の負担で輸送させ、それらを軍需物資として国家の責任のもとに前線の駐留軍にまで転送した。中央アジア方面への輸送では、7 世紀の段階では、官典（あるいは綱典、行綱）が監督する輸送隊が駅伝制によってそれらを運送しており、その輸送量も限られたものであった<sup>(68)</sup>。

ところが、8 世紀になって辺地に節度使が配され、中央アジアから中国北辺～東北辺域に駐留する軍鎮の軍物需要が急速に高まるようになると、軍物の輸送量は 7 世紀の段階とは比較にはならないほど激増した<sup>(69)</sup>。こうした増大する軍物の輸送に対応するため、新たな輸送体制が構築された。既に明らかにされているように、江南からの税物輸送（洛陽から長安への輸送。洛陽までは江南各州の負担）については、次のような使職が置かれた<sup>(70)</sup>。

① 陝州刺史兼水陸運使・・・李傑。先天二年（開元元年、713）。

② 江淮河南転運使・・・裴耀卿。開元 22 年（734）<sup>(71)</sup>

また同時期、北辺・東北辺においても、それぞれ以下に掲げるような諸使が置かれている。

① 朔方道水陸運使（治所 勝州）・・・王承裕。開元 20 年代前半。（『千唐誌齋藏誌』下、張琬「唐故榆林郡都督府長史太原王府君墓誌銘併序」、目録 p. 110）<sup>(72)</sup>

② 六城水運使（治所 靈州）（朔方節度使の兼領）・・・楊行審。開元 24 年（736）～同 27 年（739）。（『文苑英華』卷四一四、孫逖「授楊行審靈州長史制」）<sup>(73)</sup>

③河北海運使（范陽節度使の兼領）・・・李適之。開元 27 年（739）。『唐会要』卷 78 諸使中等）

④陸運使・平盧河北轉運使（范陽節度使・兼平盧節度使の兼領）・・・安祿山。天寶 7 載（748）。『安祿山事迹』卷上、天寶七載六月詔）<sup>(74)</sup>

さらに中央アジア方面への輸送にあっても、開元 12 年（724）に長行・轉運使が常置されるにいたっている。現在、名目的な場合も含めて、以下に掲げるような人々がこの使職に任じていたことが知られる。

【長行轉運使一覧表】<sup>(75)</sup>

姓名	タイトル	就任時期
①陰嗣瑗	正議大夫・檢校豆盧軍事・兼長行坊轉運支度等使・賜紫金魚袋・上柱国・開国侯	唐隆元年（710）頃
②王君奭	河西節度長行轉運使	開元一二年（724） ～開元一五年（727）
③慶王琮	太子・太師・兼涼州大都督・河西諸軍州節度大使・支度營田九姓長行轉運使・上柱国	開元二四年（736）
④楊行審	朝散大夫・涼州都督府司馬・河西轉運判官・柱国	開元二四年（736） 秋以前
⑤崔希逸	河西節度經略支度營田九姓長行轉運等副大使・知節度使・判涼州事・赤水軍使・上護軍・撰御史中丞	開元二五年（737） ～開元二六年（38）五月
⑥李林甫	河西節度經略支度營田長行轉運九姓等使・節事赤水軍	開元二六年（738）五月
⑦王倕	河西節度經略使營田九姓長行轉運等副使・判武威郡事・赤水軍使・撰御史中丞	開元二九年（741） ～天寶二年（743）
⑧哥舒翰	隴右河西節度支度營田長行轉運九姓等副大使・知節度事・赤水軍使・上柱国・涼国公	天寶十二載（753）
⑨章仇兼瓊	勅磧西支度・營田等使・兼知長行事・殿中御史	開元二三年（735）

開元時期になると、それまでの税物・軍物の漕運・陸運を補強すべく、轉運使等が江南からの税物輸送と、西北辺～北辺～東北辺への軍物輸送のために、続々と置かれていたと言えよう。

ただしここで留意しなければならないのは、中央アジア方面への軍物の輸送は、他の

北辺・東北辺への転運と異なり、穀物を長距離間輸送することはなかったことで、布帛だけが唐内地より送られていた。しかも既に検討したように、8世紀には、こうした布帛の輸送中継ポイントとなった河西節度使の治所である涼州から安西節度使の治所であるクチャにいたる遠距離輸送については、7世紀のような逋送体制に依ることはなかった。すなわち官物輸送の責任監督官たる行綱が名目的には上にたつものの、実質的には客商らが「馱主」として自ら「作人」を雇用し、彼ら馱主が編成する輸送隊に依存して布帛を運搬するようになっていた<sup>(76)</sup>。ここに客商が利用されるのは、先に見たように、長安より中央アジアにかけて多くのソグド人・漢人の商人が往来していたからである。

涼州にストックされていた絹の輸送を監督するこの行綱については、前掲の「唐天寶四載（745）河西豆盧軍和羅・交羅會計牒」（P. 3348V）に、河西節度使領内の敦煌に置かれた軍鎮が、自ら行綱を涼州に派遣していたことが明らかに示されている<sup>(77)</sup>。つまり、軍鎮自ら、輸送責任官たる行綱を涼州にまで派遣し、その行綱が涼州から自らの軍鎮までの輸送を監督したのである。

また次に掲げるクチャ出土の漢文文書 [Pelliot Chinois D. A. 114 (<写>東洋文庫所蔵『ペリオ蒐集 クチャ・漢文(D. A.)』Trombert, planche 114 / <録>Trombert, p. 99)] に、

----- ( 前 欠 ) ----- 「東」(紙縫背)  
 1 鋼壹阡斤 行綱涼州明威鎮兵曹武鳳祥 典龍 [   
 2 右得涼州牒、稱得朔方軍興口 [   
 3 ] 綱使 [

( 後 欠 )

(和訳)

( 前 欠 )

鋼壹阡斤 行綱の涼州明威鎮兵曹、武鳳祥 典の龍 [

右は、涼州の牒を得たところ、「朔方軍の興・・・の報告によると、・・・綱使・・・」と言っている。

( 後 欠 )

と見えており、涼州から派遣された行綱が、鋼鉄（はがね）壹阡斤（約 600 kg）を獲得しようとしてクチャにまで派遣されていたらしいことが知られる。当時、節度使や軍鎮が必要とする軍需物資を定期・不定期に受納・補給するため、行綱が各節度使や軍鎮などによって数多く派遣され、遠距離間を往来していたと見られる。

これらのことから、軍需物資の輸送については、運送の責任はその軍物を収取する節度使や各軍鎮側にあったと見て良い。前線における治安上の問題もあり、安全に運送業

務を完遂する責務が行綱にとくに担わされていたことは疑いない。とするならば、軍物を転送するにあたって、行綱がまったく監督せずに客商がすべてを請け負っていたと見ることは困難であろう。行綱が客商を雇用し、その客商の編成する輸送隊が、行綱の輸送隊として駅道上を往来していたのが実態ではなかったのか。

長行・転運使は、こうした駅道を通じて展開された交通・運輸を統轄する使職であった。河西およびそれ以西の節度使管内では、長行・転運使の統轄のもと、長行坊<sup>(78)</sup>・転運坊が設置され、車牛や馬驢による輸送体制が整っていた。次に掲げるトゥルフアン文書より、当地において転運使が統轄すると見られる転運坊が置かれ、そのもとで車牛による通送システムが整備されていたことがうかがえる。

「唐開元十四年（726）伊州転運坊牒」

（現、中国国家博物館所蔵〈録文〉大観、p. 230／〈写真〉同、p. 151）

[2～3・5行目に朱印「伊州之印」]

- 1 転運坊 棧州
  - 2 當坊今年々支草伍萬圍
  - 3 牒。得牒稱、得録事參軍判司戸徐思宗□牒稱、上件
  - 4 支草、五月二日准例各各牒諸成長行車坊並令及時
  - 5 収刈、恐所由不存檢校、致事闕供。事須重牒催□。牒奉  
(者)
  - 6 □。開十三年々支草、尋牒□□□刈計合向了並未申數莫
  - 7 □□□□□□ [ ] □刈勿使失時。去年収莢
  - 8 [ ] 牛一則虚費八功二
  - 9 [ ] 隋駝馬死於道□
  - 10 [ ] □報待憑□
  - 11 [ ]
- ( 後 欠 )

[和訳] (1～5行目)

転運坊より(西?)州に宛て牒す

當坊における今年度支出分の草、五万圍(の件)

牒す。(伊州?よりの)牒を得たところ、「録事參軍・判司戸、徐思宗らの牒には『先に掲げた支出分の草は、五月二日に往例に準じて、各々、諸戍と長行車坊に牒して、すべて適切な時期に草を刈り取らせることになっています。ただ担当官が取り締まりをせず、草の供給不足を報告することになることを恐れております。本件は重ねて通達して、催促すべきものと存じます。ここに牒をもって申し上げます。』』とっております。開元十三年度支出分[昨年度の不足分]の草は、ついで牒して[ ]刈りとらせ?、その

合計の額も大方出ているのに?、すべていまだその額を申告していません。(後 略)…」

州が諸戍と長行車坊に通達して草を刈り取らせるのは、領内の駅道上に配置された戍や車坊の牛驢に草を飼料として提供するためであり、それによって車牛や驢による送送を維持しようとするものであった。戍や車坊に牛や驢が備えられていたことは、敦煌—ハミ間の駅道上のことではあるが、階亭坊（旧階亭駅に置かれた長行車坊）と広明等の5つの戍の例で確認することができる<sup>(79)</sup>。このほか戍には馬（函馬）も配備され、それにも草が供されていたと見られるが、戍に配備された馬は専ら緊急連絡用となっていた<sup>(80)</sup>。

開元14年（726）ごろには、伊州や西州は伊西北庭節度使の管下にあったので、本文書の転運坊は長行坊とともに、同節度使のもとにあったと見られる。本文書からは、本転運坊が諸戍や長行車坊を拠点とする輸送業務に責任を負っていたことがうかがえるが、長行坊が、馬による人の送送を担ったのに対して、転運坊は諸戍や長行車坊に備えられていた車牛驢による物資の送送を主に担ったものであろう。長行・転運使を兼ねた河西節度使管内の場合も、同様な輸送体制が整っていた可能性は高い。

しかしながら、こうした送送のための公用馬驢・車牛で、8世紀の増大した遠距離間の軍需物資輸送に十分に対応できていたと考えるのは困難であろう。とくに中央アジア方面への輸送は、先にも述べたように河西節度使領内の東端である涼州が、絹布の取り次ぎポイントとなっており、そのため、唐代前半を通じて、涼州は一貫して庸調絹・布の貯蔵地となっていた。したがって涼州にストックされている絹布を、遠く中央アジアの伊西北庭節度使・安西節度使へ送るには、すべて河西を經由しなければならず、送送体制ということになれば、送送を担う各戍・長行車坊の負担は過重なものとなる。やはり、この公用車牛驢の配備は、平時にあつては基本的に各軍鎮・州管内の糧食等の軍・官物輸送を担っていたと見るのが適当であろう<sup>(81)</sup>。涼州に毎年ストックされる莫大な布帛を遠距離輸送するには、先に挙げた涼州—安西節度使治間の布帛輸送は特別な事例ではなく、客商に依存して輸送するのが一般化していたと見られる。ただし、客商の編成する運送隊であっても行綱の輸送隊として駅道上を往来していたであろうことは先に指摘したとおりで、これらの輸送隊は駅道上の各拠点（鎮戍や館）で人畜ともに宿食の便宜を享受していた可能性は高い。長行・転運使は、長行坊・転運坊を通じて、管内の公用交通・輸送を統轄する使職であるが、その交通・輸送の維持・管理は客商に依存した輸送を保証するものともなったのである。

一方、東北方面の范陽節度使・平盧節度使に対しては、海運使や陸運使のほか転運使などが置かれていた。海上と運河による漕運を中心としたと見られ、その遠距離輸送の

中心は西北方面とは異なり、穀物であったが、もちろん絹・布も重要な軍需物資として転送されていた<sup>(82)</sup>。海運使は、その基地が滄州にあり、基本的には軍物を補給する海運を統轄していた<sup>(83)</sup>。運送にあたっては、「水手（海運・平河）」と呼ばれる輸送人が、徴発される建て前ではあったが、毎夫一年に一丁が帖されることが規定されており、相応の資金補助が付いていたらしい<sup>(84)</sup>。

これに対して、陸運使や転運使が統轄する輸送については詳らかではないが、陸運や河水・渠による水運を統轄していたことは十分に推測できる。輸送人については、河水・渠による水運は、先の「水手（平河）」によるのを基本としたと考えられるが、ただし河北向けの漕運全般について、菊池英夫氏により指摘されるように<sup>(85)</sup>、客商による「僦勾客運」による輸送を併せ考える必要がある。「僦勾客運」とは、官は監督せず、客商に官物の輸送を請け負わせることであり、唐内地（大運河と河北向けの漕運）において開元年間までに、これが一般化していたという<sup>(86)</sup>。

ソグド人・漢人の客商の往来が多い中央アジアへ向けての絹の輸送では、先に述べたように行綱の監督下に、実質的には客商の輸送に依存していた。幽州・營州など東北方面へも、唐代前半において既に多くのソグド人コロニーや店が配置されており、ソグド人・漢人の客商の往来は多かったと見られる<sup>(87)</sup>。少なくとも唐代前半における絹布の輸送に関しては、同時代の中央アジア方面で行われた軍物輸送と同様に、客商が介在していた可能性は高い。この点、河東道の河東節度使への駅道も、ソグド人コロニーや店が設置されており、同節度使への絹布輸送も同様に商人が介在していたと見た方が妥当であろう。ただし唐代前半において行綱がまったく輸送を監督せず、客商に完全に請け負わせる輸送となっていたかどうかは詳らかではない。

これに対して、北辺の朔方節度使には、水陸運使・水運使が置かれ、軍物は主に黄河の水運によって運送されていた。この漕運の中心も穀物の輸送にあったと見られ、運送も勲官と白丁の徴発によって行われる建て前であった（「勝州転運水手」<sup>(88)</sup>）。丸橋充拓氏によれば、おおむね貞元年間までには、北辺漕運は官健の雇用に移行するものの、ここには商人の動きが見て取れないという<sup>(89)</sup>。関内道の北辺への駅道にソグド人コロニーや店の設置が明確にはうかがえないことは先に検討した通りであり、中央アジア・東北方面・江南方面とは異なり、関内道の北辺は客商が大きく活動する地域となっていなかった可能性は高い。唐代前半における関内道北辺への絹布輸送は、他の地域と異なり、客商に依り運搬させる体制にはなっていなかったと見られる。

(5) 貨幣としての絹（帛練）の流通

中央アジアや中国北辺・東北辺へ送納された多くの絹・布は、駐留軍の穀物・軍馬・その他の必需品の買い上げや、将兵の給与・衣料などに支出された。当然のことながら、これらは、民間に流出していったと見られる。その結果、トゥルファンでは、地元産の織布とともに、練・生絹・縵のほか、布なども民間に出回ることとなった。そうしたなか、以下に掲げるように、舎・家畜・奴隷などの高額取引には、決済手段として絹・布のなかでは練のみが使用されていたことは注目される。

【トゥルファン出土、西州期売買・貸借契にみえる絹・銭】

時期	貨幣の種類	文書タイトル	文書番号	録文
貞観年間(640~649)	練	某人用練買物契	69TAM117:57/1	図文2, p. 297/TTD, p. 9
貞観年間(640~649)	銀銭	趙懷願買舎券	59TAM301:15/4-3	図文2, p. 84/TTD, pp. 9-10
貞観18年(644)	銀銭	張阿趙買舎券	60TAM338:14/5	図文2, p. 239/TTD, p. 10
貞観23年(649)	練	范欽進買馬契	60TAM337:11/8, 11/5	図文2, p. 223/TTD, p. 10
貞観23年(649)	銀銭	□欽買駱馬契	60TAM337:11/6	図文2, p. 222/TTD, p. 10
貞観某年(647~650)	白練	某人買馬契	60TAM337:11/7	図文2, p. 224/TTD, p. 11
永徽元年(650)	練	范欽進買奴契	60TAM337:11/10	図文2, p. 224/TTD, p. 11
西州期(7c. 中葉)	銀銭	范阿伯買舎契	60TAM337:11/4(a), 11(3)	図文2, p. 228/TTD, p. 11
顯慶5年(660)	銀銭	張利富拳銭契	64TAM4:38	図文2, p. /TTD, pp. 24-25
龍朔元年(661)	練	龍惠奴拳練契	64TAM4:34	図文2, p. /TTD, p. 25
龍朔元年(661)	水練+銀銭	左懂憲買奴契	64TAM4:44	図文3, p. 212/TTD, p. 12
西州期龍朔2年(662)以前	練	某人買奴契	60TAM317:30/7	図文3, p. 91/TTD, p. 12
麟徳2年(665)	銀銭	ト老師拳銭契	67TAM363:9	図文3, p. 568/TTD, p. 26
麟徳2年(665)	練	趙醜胡拳練契	64TAM4:36	図文3, p. 213/TTD, pp. 26-27
麟徳2年(665)	銀銭	張海欽等貸銭契	64TAM4:53	図文3, p. 214/TTD, p. 27
乾封元年(666)	銀銭	鄭海石拳銭契	64TAM4:39	図文3, p. 216/TTD, pp. 27-28
乾封3年(668)	銀銭	張善憲拳銭契	64TAM4:40	図文3, p. 219/TTD, p. 28
総章元年(668)	銀銭	左懂憲買草契	64TAM4:32	図文3, p. 220/TTD, p. 13
総章3年(670)	銀銭	張善憲貸銭契	64TAM4:41	図文3, p. 223/TTD, p. 28-29
総章3年(670)	銀銭	白懷洛拳銭契	64TAM4:37	図文3, p. 224/TTD, . 29
咸亨4年(673)	銀銭	張尾仁拳銭契	64TAM19:45, 46	図文3, p. 268/TD, p. 29
咸亨4年(673)	練	隊正杜某買駱契	64TAM35:21	図文3, p. 485/TTD, p. 13
咸亨5年(674)	銀銭	某人拳銭契	60TAM330:26-4	図文3, p. 234/TTD, p. 30
儀鳳2年(677)	銀銭	ト老師拳銭契	97TAM363:7-2	図文3, p. 569/TTD, . p. 30

長安3年(703)	銅錢	曹保々并母貸錢契	64TAM35:15	図文3, p. 524/TTD, p. 32
景龍2年(708)	銅錢	宋悉感拳錢契	75TAM239:12	図文3, p. 553/TTD, p. 32
開元19年(731)	練	唐榮買馬市券	73TAM509:8/12-1, 8-12-2	図文4, p. 264-5/TTD, pp. 13-14
開元20年(732)	大練	薛十五娘買婢市	73TAM509:8/4-3(a)	図文4, p. 266-7/TTD, p.
開元21年(733)	大練	石染典買馬契	73TAM509:8/10	図文4, p. 279/TTD, p. 14
開元21年(733)	大練	石染典買驢契	73TAM509:8/7	図文4, p. 280/TTD(S), p. 41
開元29年(741)	大練	真容寺買牛契	書道博	金祖同、流砂遺珍3/TTD, p. 14-15
至徳2載(757) <sup>(90)</sup>	銅錢+帛練	張公買陰宅地契	71TWM1:2	図文4, p. 601/TTD(S), p. 42
乾元2年(759)	銅錢	康奴子賣牛契	73TAM506:04-33	図文4, p. 549/TTD(S), p. 41
上元2年(761)	銅錢	馬寺尼法口買牛	73TAM506:04-17	図文4, p. 575/TTD(S), p. 42

また、こうした練を主体とする帛練は、次に掲げる文書などに見られるように、北方のステップ地域に流入していたと見られる。

「唐開元 16 年 (728) 末庭州輪台県錢帛計会稿」(3 件のうちの 2 件)(有鄰館所蔵、<録文>籍帳 355 頁)

( 前 欠 )

秋冬兩季

- 1 輪臺縣白直執衣、季別玖阡參伯陸拾文。秋冬兩季
- 2 共計壹拾捌貫柒伯貳拾文。
- 3 軍使八人料、毎月貳阡貳伯文、從七月八月九月
- 4 月十一月十二月、毎月二千貳伯文、計一十三貫二百文。
- 5 ~~疋繩、疋別准肆佰捌拾計。~~
- 6 一十一疋繩、疋別肆佰捌拾文、計 五千二百八十文 二
- 7 ~~捌疋繩。~~
- 8 六疋、納馬價直。 五疋、納紙價直。
- 9 一百六十疋大練、疋別肆伯文、 計六十四貫。
- 10 馬價練、參拾三疋納馬價大練。壹拾肆疋、請得納突厥馬及甲價。  
(進馬價)
- 11 貳拾疋、帛小練換得。 拾疋大練納紙價。 捌拾參疋納 [ ]。
- 12 四百帛卅三疋 小練、疋別三百廿文。九十一貫、計百八貫五百六十文。
- 13 一百五十疋 [ ] 兩口練 [ ] 計卅貫五百六十文。

( 後 欠 )

本文書は、開元 16 年 (728) 末に庭州輪台県で作成された会計簿の草稿と見られ、こ

のうち、六行目以下の内容から、必要物資の購入費に輪台县が絹を充てていたことが知られる。その内訳は、整理すると以下のようである。

絶 11疋 (1疋当たり480文)・・・馬價 (6疋)、紙價 (5疋)
大練160疋 (1疋当たり400文)・・・馬價 (33疋)、突厥馬・甲價 (14疋)、紙價 (10疋)
進馬價 (83疋)。残る20疋は小練に買い換え。
小練433疋 (1疋当たり320文)

これにより、少額の絶は含みながらも、練を主体とする絹が、馬(馬・突厥馬)および武具(甲)の購入に費やされている。天山北方の庭州という地を考えるならば、これらの馬や武具を遊牧民から購入したことは明かで、さらにこうした遊牧民との交易にはソグド人が介在する場合が多かった。突騎施との馬の交易でも、ソグド人が間に立っていたことがトゥルファン文書に見えている(「唐訳語人何徳力代書突騎施首領多亥達千収領馬價抄」(72TAM188:87(a) <録文>文書8、87頁/<写真>図文4、41頁)。

絹のなかでも、練を主体とする絹が、地域内の高額取引や対外(地域間)交易の決済手段として使用されるようになったと言える。

これは単に、中央アジアだけの問題ではなく、中国北辺～東北辺においても同様であった可能性は高い。というのも、『大唐六典』卷三 尚書戸部、金部郎中・員外郎の条に見える、互市に関する法文に次のように見えているからである。

諸て官私の互市は、唯だ帛練・蕃綵を用うるを得るのみにして、自外は並べて交易するを得ず。其れ官市は、兩分の帛練は、一分の蕃綵なり。若し蕃人、糧食を糶さんことを須むれば、監司は須むる数を斟酌し、州司と相知し、百姓の物を將いて互市所に就いて交易するを聴す。

ここに見える「帛練」が、練を主体とするものであったらしいことは、帛練行という行名の下で売買される絹が、絶・生絹・縵を交えながらも大練・小練が筆頭に見えていることからもかがえる<sup>(91)</sup>。

中央アジア～中国北・東北辺に、布・絹が大量に流れ込むなか、練を主体とする帛練が、地域内の高額取引や対外(地域間)交易の決済手段として流通したと見られる。

## (6) 錢貨の流通と練

唐前半期における銅錢の流通については、未だそれほど深くは浸透していなかったと見た方が良いでしょうが、中央アジアに関しては、唐の支配下に置かれるとともに深く流通していた如くである。

中央アジアは、唐の支配を受けるまではササン銀貨が広く流通していた地域であり、それは少なくとも河西にまで広がっていた。それが唐の銅銭に替わってゆく経緯については、以下のように考えられている<sup>(92)</sup>。

7世紀前半唐の征服以前 [ササン銀貨の流通]

⇒唐の征服以後 (~7世紀末) [ササン銀貨・唐の銅銭併用期]

⇒8世紀以降 [唐の銅銭の流通、唐の経済圏に完全に移行]

ただし、中央アジアでは、唐の征服以前よりササン銀貨とともに、銅銭 [中国式の方孔銭] を補助的に使用しており、唐征服後も、建て前としては、唐の銅銭は、官銭としての位置にあるものの、実態としては、貴金属 [主にササン銀貨] の通貨と固定比で結びつけられた補助的な貨幣として機能していたに過ぎないと見られる。それが、8世紀になると、銀銭に替わって、それまでは補助的に使われてきた銅銭のみを通貨として使用するようになったのである。名実ともに銅銭が官銭となったと言える。ただし、小額貨幣の銅銭は、高額取引の決済手段ともなる銀貨とは、貨幣としての機能を明確に区別して考える必要がある。

銀貨と同様に、高額取引の決済手段となっていた練の使用は、トゥルフアンでは7世紀の唐征服 (貞観 14年 <640>) 後すぐに見え、その使用は唐の支配時期を通じて一貫して見られる (前掲「トゥルフアン出土、西州期売買・貸借契にみえる絹・銭」表参照)。「咸亨 4年 (673) 左憧憲生前功德及隨身銭物疏」(64TAM4:29(a) <録文>文書 6、402-403頁/<写真>図文 3、208頁) には、埋葬時の埋納品目録に主要財貨として銀銭と練がともに掲げられており、唐のトゥルフアン征服後、遅くとも 670年代には唐の練を主体とする帛練が、商品貨幣として定着していたことがうかがえる。

前掲の「トゥルフアン出土、西州期売買・貸借契にみえる絹・銭」表からは、高額取引の貨幣は、唐の征服以後、7世紀末までは帛練・銀貨が使用され、やがて8世紀以降になると、帛練と銅銭に替わっていったことが読みとれる。ただし注意すべきなのは、高額取引の場合、銅銭よりも帛練で決済することが多く、たとえ銅銭で表示され決済手段としてこれを用いるように見えていても、実際には銅銭を以って決済されていたかどうか確定するのが困難であることである (前掲「唐訳語人何徳力代書突騎施首領多亥達干収領馬価抄」)。遊牧民との交易でも、銅銭ではなく、その多くは帛練が決済手段となっていたと見て良いであろう。

このことから、8世紀以降、中央アジア (東トルキスタン) で銀貨の流通がなくなった背景の一つには、唐の支配以降、帛練が大量に中国内地より流入し、それが対外交易の決済手段として用いられたため、唐周辺域における銀貨の対外交易決済手段としての

役割が大きく減じていったことが考えられる。また帛練が貨幣として機能できるスパン（耐久年数）が銀よりもはるかに劣るため、これが優先的に使用され銀貨のように退蔵されることがないということも、帛練が広く流通するにいたる理由として考えておく必要がある。

## 結びに代えて

唐代において絹生産は、主に河北道と河南道の諸州によって担われ、劍南道の諸州がこれに続いた。中国北半域に偏るかたちで生産されていたこうした絹は庸調として徴収され、軍需物資としてまた羈糜州の駅伝等の経費として、遠く中央アジアへ、さらに北アジア南縁（中国北辺・東北辺）へと流入していったのである。とくに8世紀には、唐の整備された交通体制のもと、行綱と胡漢の商人とが提携し、駅道を通じて中央アジアや北アジア南縁に、毎年定期的に多量の絹が輸送されていたのである。その結果、絹のなかでも練を主体とする帛練が貨幣として当該地域で流通し、対外（地域間）交易の決済手段として機能していた。

これは唐代前半を中心に見てきたものであるが、安史の乱後にも、北辺への軍物輸送が継続するとともに、東北辺においても、中央の交易管理が弛緩するなか、商人ら（ソグド人・漢人など）が積極的に活動していた。

また、唐以降も、北宋時期、北辺に配置された100万の軍隊の維持するために、商人を財政的に誘導して、大量の米麦絹布糸を送納しており<sup>(93)</sup>、ほぼ継続的に布帛は流されていた。こうしたなか、契丹・西夏が歳幣として、銀とならんで絹（帛・縑）を中国に要求しているが、これは単に衣料・儀礼用に用いるというより、中国北辺～東北辺に流通する貨幣として要求していたと見ることができる。契丹は、对中国との交易の決済手段として銀を使用しない建て前<sup>(94)</sup>、つまり中国北・東北辺において貨幣として流通する絹を充てようとするが、これには西方や朝鮮半島方面との交易に銀を振り向ける意図があったものと見られる。ただし実際には、銀の多くは中国に環流していたという<sup>(95)</sup>。

既に森安孝夫氏により<sup>(96)</sup>、通貨・交換手段としての銀が在証されるウイグル語世俗文書がすべてモンゴル期以降比定されることを指摘し、宋代中国から遼・金・西夏を通じて、西方に銀が流出したという愛宕松男氏らの旧説を否定しつつ、銀の貨幣的な使用がモンゴル期になってようやく拡大したことを論証している。この見解は、先の「銀環流中国説」と符合する。

また銀の貨幣的な使用が拡大したとされるモンゴル帝国時代にはいっても、『黒韃事

略』(宋・彭大雅撰、宋・徐霆疏)に、

其貿易以羊・馬・金・銀・縑帛。

と見えている。同史料は、南宋の使者のモンゴル(オグタイ汗)見聞記であり、宇野伸浩氏はこれを一般の牧民レベルでの交易の姿と解している<sup>(97)</sup>。この史料により、モンゴル期になっても、縑(=絹)帛が、金・銀とともに、貨幣的に使用されており、遊牧民の中国との交易の決済手段として生きていたことがうかがえる。当該地域における練を中心とする帛練の商品貨幣としての流通は、唐代前半より本格的に形成されたが、それが果たしてきた貨幣的役割の息の長さを見ることができよう。

#### 【引用文献略号】

籍帳…池田温『中国古代籍帳研究』東京大学出版会、1979年。

文書…国家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書』1-10、文物出版社、1981-1991年。

積録…唐耕耦・陸宏基編『敦煌社会經濟文獻真蹟積録』第1輯～第5輯、全国図書館文獻縮微複製中心・古佚小説会、1986-1990年。

TTD…Yamamoto, T. Ikeda, O., *Tun-huang and Turfan Documents concerning social and economic history III*, The Toyo Bunko, 1987, *supplements*, 2001.

集成…小田義久編『大谷文書集成』貳、法蔵館、1990年。

会報…吐魯番出土文物研究会編『吐魯番出土文物研究会会報』(第1～50号までは同会編『吐魯番出土文物研究情報集録』〔中央ユーラシア諸民族の歴史・文化に関する国際共同研究の企画・立案〕成果報告書No. 2、1991年として合冊)

図文…唐長孺主編、中国文物研究所・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書』〔壹〕-〔肆〕、文物出版社、1992-1996年。

目録…氣賀澤保規編『唐代墓誌所在総合目録』汲古書院、1997年。

大観…史樹青主編『中国歴史博物館蔵法書大観』11、柳原書店・上海教育出版社、1999年。

#### 【引用文献】

青山 定雄

1963 『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館。

荒川 正晴

1982 「唐代敦煌に於ける糴買について—ペリオ 3348号文書を中心として—」『早稲田大学文学研究科紀要』別冊8、191-200頁。

- 1989 「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」『東洋学報』70-3・4、31-63頁。
- 1990 「西域出土文書に見える函馬について（上）（下）」会報、215-223頁。
- 1992 「唐の対西域布帛輸送と客商の活動について」『東洋学報』72-3・4、31-63頁。
- 1997A 「唐の州県百姓と過所の発給—唐代過所・公驗文書簡記（1）—」『史観』137、4-18頁。
- B 「唐帝国とソグド人の交易活動」『東洋史研究』56-3、171-204頁。
- 1998 「北朝隋唐代における「薩寶」の性格をめぐって」『東洋史苑』50、51、164-186頁。
- 1999 「ソグド人の移住聚落と東方交易活動」『岩波講座世界歴史』15（商人と市場）、81-103頁。
- 2000 「唐朝の交通システム」『大阪大学大学院文学研究科紀要』40、199-335頁。
- 2002 「魏晋南北朝隋唐期の通過公証制度と商人の移動」『中国の歴史世界—統合のシステムと多元的発展』東京都立大学出版社、337-349頁。
- 池田 温
- 1968 「中国古代物価の一考察—天宝元年交河都市估案断片を中心として—（一）（二）」『史学雑誌』77-1・2、1-45頁・45-64頁。
- 1980 「敦煌の流通経済」『講座敦煌3 敦煌の社会』大東出版社、297-343頁。
- 石見 清裕
- 1998 「唐の内附異民族対象規定」『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、148-175頁。
- 宇野 伸浩
- 1989 「オゴデイ・ハンとムスリム商人—オールドにおける交易と西アジア産の商品—」『東洋学報』70-3・4、71-104頁。
- 大津 透
- 1986 「唐律令国家の予算について—儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符試積—」『史学雑誌』95-2、1-50頁。
- 1988 「唐律令制下の力役制度について—日唐賦役令管見—」『東洋文化』68、109-148頁。
- 1990 「唐儀鳳三年度支奏抄・四年金部旨符補考—唐朝の軍事と財政—」『東洋史研究』49-2、1-24頁。
- 1993 「唐日律令地方財政管見—館駅・駅伝制をてがかりに—」『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館、389-440頁。
- 菊池 英夫
- 1975 「唐賦役令庸調物条に関する一試論」『鈴木俊先生古稀記念 東洋史論叢』山川

出版社、129-146 頁。

1976 「唐賦役令庸調物条再考」『史朋』4、1-7 頁。

清木場 東

1996 『唐代財政史研究（運輸編）』九州大学出版会。

古賀 登

1992 「唐代編戸の移動図」唐代史研究会編『中国の都市と農村』汲古書院、575-621 頁。

佐伯 富

1999 「中国中世における山西商人（上）（下）」『問題と研究』29-1・29-2、67-84・86-99 頁。

佐藤 武敏

1968 『中国古代絹織物史研究』下、風間書房。

妹尾 達彦

1990 「唐代長安の店舗立地と街西の致富譚」『布目潮風博士古稀記念論集 東アジアの法と社会』汲古書院、191-243 頁。

1991 「都市の外国商人—8,9 世紀の中国における異人買宝譚—」比較都市史研究会編『都市と共同体』名著出版、283-306 頁。

關尾 史郎

1989 「トウルファン出土唐代税布墨書銘集（稿）」会報 21、103-108 頁。

館野 和己

1998 『日本古代の交通と社会』塙書房。

中村 裕一

1991 『唐代官文書研究』中文出版社。

濱口 重國

1966 「唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地稅との關係」『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版会、907-945 頁 [初出、『史学雑誌』45-1・2、1934 年]。

日野 開三郎

1952 「銀絹の需給上より見た五代・北宋の歳幣・歳賜」『東洋学報』35-1・2 [『日野開三郎 東洋史学論集』10、1984 年、442-500 頁]。

1961 「唐貞觀十三年の戸口統計の地域的考察」『東洋史学』24

1962 「玄宗の平盧軍節度使育成と小高句驪国」『史淵』87・89 [『日野開三郎 東洋史学論集』8、1984 年、218-302 頁]。

1965A 「唐代の波斯錢について」『石田博士頌寿記念東洋史論叢』、367-381 頁 [『日野開

- 三郎 『東洋史学論集』 5、三一書房、1982年、232-243頁]。
- 1965B 「唐代の回紇銭について」『東方学』 30、38-49頁 [『日野開三郎 東洋史学論集』 5、三一書房、1982年、246-259頁]
- 1968 『唐代邸店の研究』九州大学文学部東洋史研究室、1968年 [『日野開三郎 東洋史学論集』 17、三一書房、1991年]。
- 1968-77 「国際交流史上より見た満鮮の絹織物」『朝鮮学報』 48・63・82 [『日野開三郎 東洋史学論集』 9、1984、316-399頁]。
- 1970 『続唐代邸店の研究』九州大学文学部東洋史研究室、[『日野開三郎 東洋史学論集』 18、三一書房、1992年]。
- 1974 『唐代租調庸の研究』 I 色額篇、自家版。
- 1975 『唐代租調庸の研究』 II 課輸篇上、自家版。
- 藤本 勝次 (訳注)
- 1976 『シナ・インド物語』関西大学出版・広報部。
- 丸橋 充拓
- 1996 「唐代後半の北邊財政—一度支系諸司を中心に—」『東洋史研究』 55-1、35-74頁。
- 宮澤 知之
- 1998 『宋代中国の国家と経済』創文社。
- 宮園 和禧
- 1976 「唐開元末年の河北道における流通上の変化について」『九州共立大学紀要』 10-2・11-1、27-41頁。
- 1977 「唐前半期における輸送労働について—特に公的物資輸送の場合—」『九州共立大学紀要』 12-1、39-50頁。
- 森部 豊
- 2004 「唐末五代の代北におけるソグド系突厥と沙陀」『東洋史研究』 62-4、60-93頁。
- 森安 孝夫
- 1997A 「《シルクロード》のウイグル商人—ソグド商人とオルトク商人のあいだ—」『岩波講座 世界歴史 11 中央ユーラシアの統合』岩波書店、93-119頁。
- B 「オルトク (斡脱) とウイグル商人」『近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発』(平成7・8年度科研成果報告書)、1-48頁。
- 2004A From Silk, Cotton and Copper Coin to Silver. Transition of the Currency Used by the Uighurs during the Period from the 8<sup>th</sup> to the 14<sup>th</sup> Centuries, *Turfan Revisited—The First Century of Research into the Arts and Cultures of the Silk Road*, berlin, pp.228-239 (松井太・山部能宜「国際学会 トウ

ルファン再訪」『東方学』106、174頁参照)

2004B 「シルクロード東部における通貨—絹・西方銀錢・官布から銀錠へ—」  
『中央アジア出土文物論議叢』朋友書店、1-40頁。

渡邊 信一郎

1996 『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼—』柏書房。

2002 『北朝財政史の研究—『魏書』食貨志を中心に—』(平成11~14年度科研報告書)。

柴 新江

2000 “The Migrations and Settlements of the Sogdians in Northern Dynasties, Sui and Tang” In: *China Archaeology and Art Digest*, vol. 4, No. 1, p. 117-163.

2001 「北朝隋唐粟特人之遷徙及其聚落」『中古中国与外来文明』生活・読書・新知三聯書店、37-110頁。

王 炳華

1983 「吐魯番出土唐代庸調布研究」『唐史研究会論文集』陝西人民出版社、8-22頁。

姜 伯勤

1994 『敦煌吐魯番文書与絲綢之路』文物出版社。

嚴 耕望

1969 『唐史研究叢稿』香港、新亞研究所。

1985-2003 『唐代交通図考』1-6 (中央研究院歷史語言研究所專刊之八三)、台湾商務印書館。

黄 惠賢

1983 「《唐西州高昌県上安西都護府牒稿為録上訊問曹祿山訴李紹謹兩造辯辭事》釈」  
『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社、344-363頁。

謝 海平

1978 『唐代留華外国人生活考述』台湾商務印書館。

陳 沅遠

1933 「唐代駝制考」『史学年報』1-5、61-92頁。

程 喜霖

2000 『唐代過所研究』中華書局。

凍 国棟

2002 『中国人口史 第2卷 隋唐五代時期』復旦大学出版社。

李 錦綉

1995 『唐代財政史稿』(上卷、三分冊) 北京大学出版社。

CLAUSON, G.

1972 *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*, Oxford.

DE LA VAISSIÈRE, Étienne

2002 *Histoire des Marchands Sogdiens*, Paris, Collège de France.

SIMS-WILLIAMS, N. and HAMILTON, J.

1990 *Documents turco-sogdiens du IX<sup>e</sup>-X<sup>e</sup> siècle de Touen-houang*, (Corpus Inscriptionum Iranicarum, Part II, Vol. III/III), London.

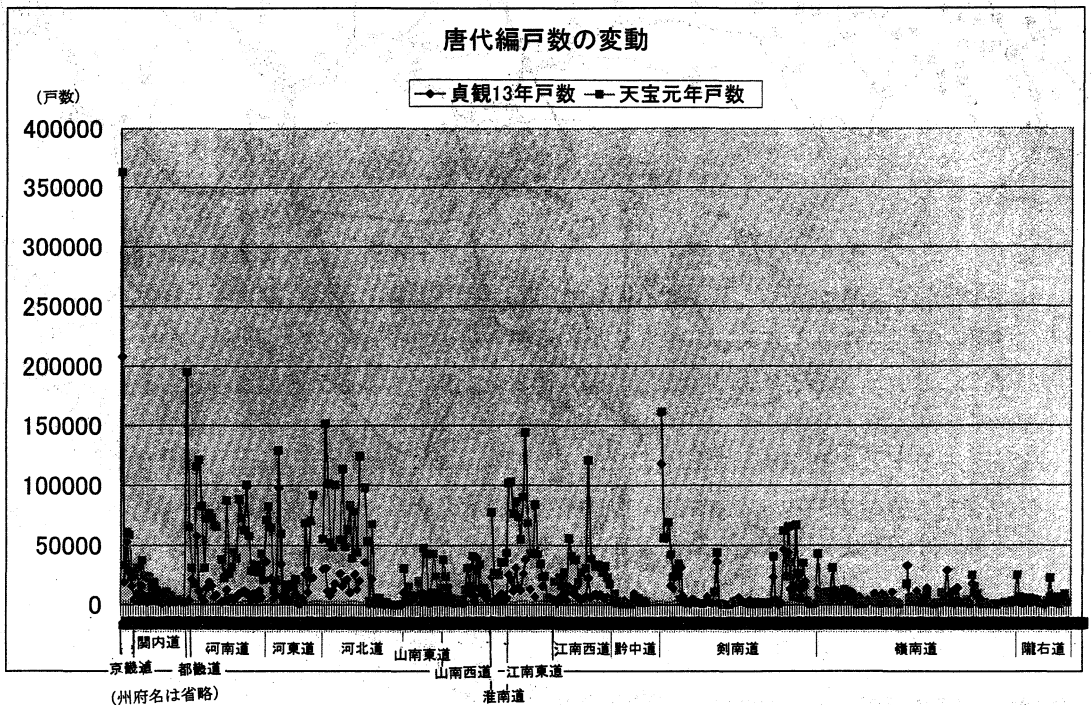
TROMBERT, Éric

2000 *Les Manuscrits chinois de Koutcha*, Paris, Collège de France.

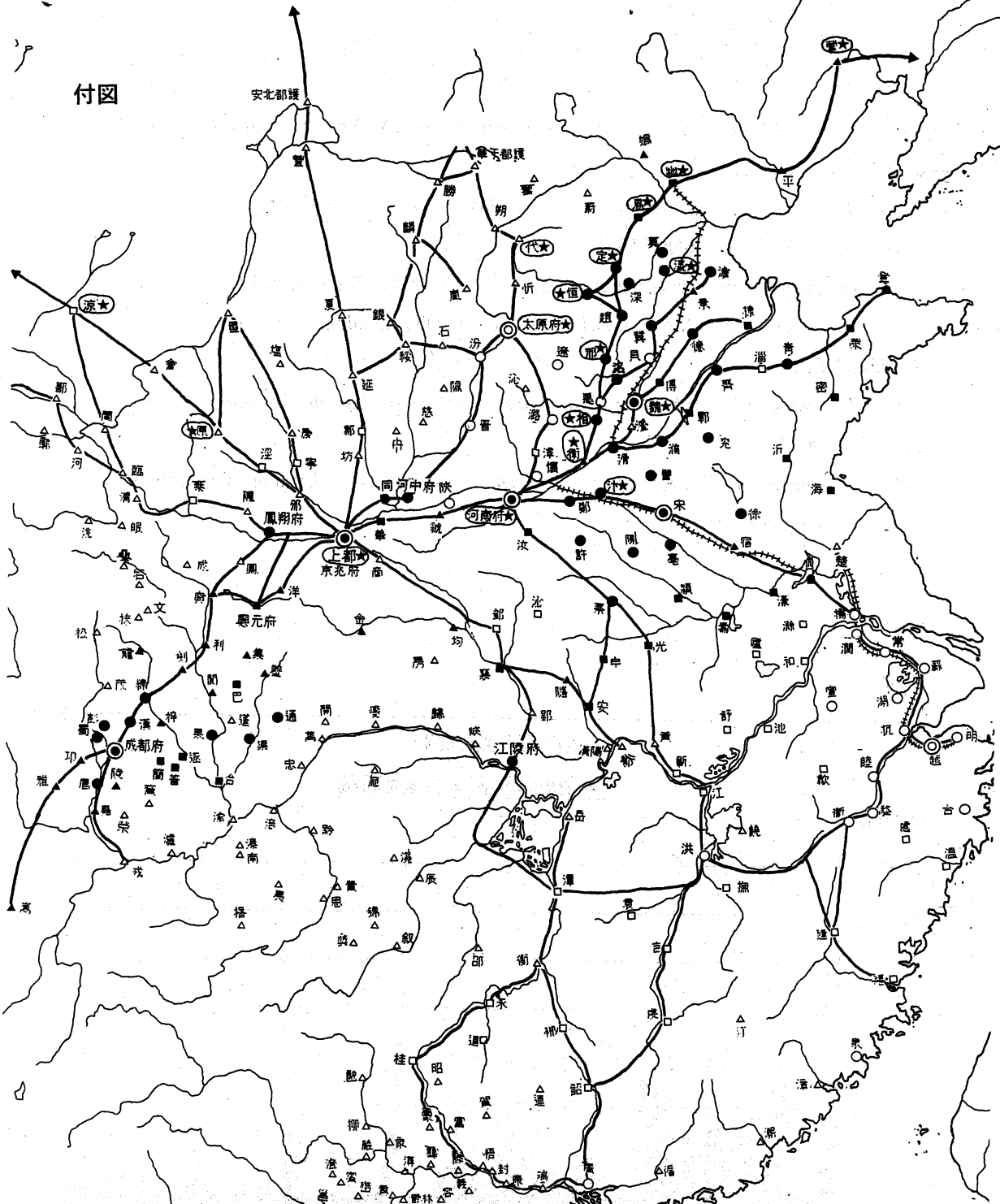
TWITCHETT, D. C.

1963 *Financial Administration under the Tang Dynasty*, London, Cambridge University Press.

付表



付図

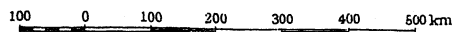


凡例

開元年間（開元 17-18 年頃）播戸数	
△	（下州） ~19,999
□	（中州） 20,000~39,999
○	（上州） 40,000~99,999
◎	100,000~

- 唐の主要幹線（驛道）
- ★ ソグド人聚落の設置が確認  
もしくは推定できる州
- ▲ ■ 廣調網供出州（『大唐六典』  
卷3戸部による）

1 : 8 000 000



## 註

- (1) 荒川 2000、214-220 頁。
- (2) 陳 1933、81-82 頁、付図；青山 1963、3-27 頁、図版 I；巖 1985-2003。
- (3) 荒川 2000、217 頁の表参照。
- (4) 陳 1933、81 頁。
- (5) 渡邊 1996、163-188、237-263 頁。
- (6) 荒川 2000、217-219 頁。
- (7) 大津 1993、406-416 頁；李 1995、988 頁；荒川 2000、247-259 頁。
- (8) これが統計モデルではなく、具体的な資料に基づいた支出統計とみるべきことについては、清木場 1996、7-8 頁で指摘されている。
- (9) 「遠小州」に続く「使」については、明確に解釈できていない。「遠小州・使（転運使など何らかの使）」などと解す余地もあるが、違和感は否めない。この「使」の文字は、北宋本（日本宮内庁書陵部蔵本。古典研究会より影印版出版『北宋版通典』9冊、汲古書院、1980-81年）により、他の版本において「遠小州便」とあったものを「遠小州使」に改めたものである。北宋本の影印版出版以前にあっては、「遠小州便」として解釈していた〔濱口 1966、922-928 頁など〕ものが、その出版後は中華書局出版の校点本『通典』（1988年）も李錦綉・清木場東両氏も「遠小州使」に改めている〔李 1995、988-1276 頁；清木場 1996、17 頁〕。ここでは「便」「使」何れを採用するかにかかわらず、これまでの研究者の解釈に従って、「遠小州」のための「官料・郵駅等費」としておく。
- (10) 李 1995、988 頁。
- (11) 李 1995、1276 頁。
- (12) 大津 1986、23-24 頁。ただし大津氏は、駅場で首長は貂皮等の貢物を中央に進め、それに対して都府から「賜物」が与えられたと考えられている。
- (13) 荒川 2000、219 頁。
- (14) 李 1995、988 頁。
- (15) 李 1995、1276 頁。210 万端屯疋は、「諸道の兵賜」520 万、「和糶」360 万、それに「別支計」210 万を加えて、合わせて 1090 万端屯疋と計算し、それを総計の 1300 万端屯疋から差し引いた数字である。ただし清木場東氏は、これを数十万程度と考える。清木場 1996、17 頁。
- (16) 石見 1998、150-151 頁参照。またソグディアナの西曹国が唐への内属、すなわち唐の羈縻都督府下の羈縻州となることを願い出た際に、「唐国の小州と為らんことを乞う」ている（『全唐文』卷九九九「請内属表」）。
- (17) 宋代の史料ではあるが、辺地の州を「辺遠小州」として一括して表現している（『宋史』卷 172、志第 125、職官 12、奉祿制下、職田）。
- (18) 羈縻州府の「官料」については、別に論じたい。
- (19) 館野 1998、17-67 頁。
- (20) 中村 1991、452 頁；荒川 1997B、195 頁；荒川 2002、342 頁。「行客」については、荒

川 1997B、203 頁注 (52) 参照。なお編籍上の名称ではない「商胡」「胡商」「胡家」「客胡」「客客」などという表現もある。これらがそれぞれ何を指しているのか、今後さらに検討し整理する必要がある。

- (21) 荒川 1997A ; 荒川 2000、311-319 頁。
- (22) この過所による往来には、駅道などの公道を利用できるものの、移動手段や宿食の便宜は与えられていないが、過所に通牒が与えられるとそれが可能となった。荒川 2000、280-283 頁。
- (23) 市令が商人の持ち物<人・畜>の検査を行い、それを商人が携行する過所に記入していた。「唐開元 20 年 (732) 瓜州都督府給西州百姓游擊將軍石染典過所」(73TAM509:8/13 <録文>文書 9、40-43 頁/図文 4、275-276 頁)
- (24) 妹尾 1990、193 頁。
- (25) 荒川 1999、84 頁 ; 栄 2000・2001 ; Vaissière2002, pp. 148-149.
- (26) 謝 1978、50 頁。
- (27) 妹尾 1991、296-300 頁。
- (28) 日野 1965A・B。
- (29) 森安 1997A、93-119 頁 ; 森安 1997B、24-28 頁。
- (30) 日野 1965A・B。
- (31) 荒川 1997B、192-196 頁 ; 荒川 1998、176-179 頁。
- (32) 荒川 1997B、171-184 頁。唐が、こうしたソグド人を特別扱いにしたのは、ソグド本国や彼らのコロニーが羈糜州府や正州府県の郷里となり、名目的あるいは実質的にソグド人が唐の州府の百姓となっていたこと、また財貨と情報をもたらす彼らのネットワークの取り込みがその背景にあったと見られる。
- (33) 『太平広記』卷 495、雑録 3、鄒鳳熾条。東市北隣の勝業坊を行商していると、大ガメの黄金数斗を発見。巨富を得た彼は、西市西隣の懷徳坊に居をかまえたという話になっている。
- (34) 『開元天寶遺事』卷一、掃雪迎賓、豪友、鸚鵡告事条、《南部新書》卷八等。また佐伯富氏によれば [佐伯 1999]、長安だけでなく、山西の一大都市である太原にも豪商と呼ばれるような漢人商人が活躍していた。同氏によれば、この背景には、中国内地にあって山西（「河東」）が、西の中央アジアからの線と、北のモンゴリアと南の江南・嶺南とを結ぶ線が交錯する交通の要衝地であり、歴代、商業の中心地域となってきたことがあるという。とりわけ太原からは古来、豪商が多数出現したが、それは遊牧民との貿易による所が大であるとも指摘する。また唐代以前の北朝期に既に、太原をはじめとする「河東」の商人が国内外にわたって交易活動を活発に行っており、その地位は唐代になっても変わらないどころか、いよいよ重きをなしたとされる。
- (35) 日野 1968・1970。
- (36) 日野 1968、252-254 頁。
- (37) 「底」字の移録は、図文 4、317 頁所掲の録文による。

- (38) 「唐寶應元年(762)六月康失芬行車傷人案卷」(73TAM509:8/1(a), 8/2(a), <録文> 文書9, 128-134頁)に「張遊鶴店」が見えている。
- (39) 編籍上の公的な肩書きである「興胡」と異なり、商胡はソグド商人一般を指す語であるが、その多くは「興胡」と重なりと見られる。詳しくは別に論じたい。
- (40) 『朝野僉載』巻3; 『太平広記』巻243、治生、何明遠の条。「官中の三駅」を切り回す定州の富豪の何名(明)遠が、「駅」近くに「店」をおいて商人を停泊させ、専ら「胡」を「襲う」ことを業としていた話しが載せられている。また何名遠の「家」には「綾機五〇〇張」があったという。定州は、既に見たようにソグド人コロニーが存在し、後に見るように絹生産地でもあった。史実とすれば富豪の何明遠も、この「胡」も、ともにソグド人(「百姓」と「興胡」)と解するのが妥当であろう。
- (41) 日野1968、246-248頁。
- (42) Sims-Williams and Hamilton1990, p. 30. ; 吉田1994、379・369・305頁注(5)。また姜伯勤氏は、後のイスラーム時代になっても、ソグディアナを含む中央アジアにおいて *tym* 「店」が使われていたことを指摘する。姜1994、262-263頁。cf. Clauson, p. 503.
- (43) 前掲「唐寶應元年(762)六月康失芬行車傷人案卷」および後掲注(81)参照。
- (44) 荒川1997B、185-188頁に掲げた録文と和訳を一部修正した。
- (45) 荒川1997B、188-189頁。
- (46) 8世紀の後半になってくると、中国南部を中心に波斯商人や大食商人が積極的に進出してくる一方、ソグディアナ本国はイスラームの支配下に置かれ、中国内地・周辺域には、本国から入ってくるソグド人は激減したと見られている。ただし、『シナ・インド物語 *Akhbāl al-Šīn wa al-Hind*』に見えるように、9世紀になってもソグディアナから中国内地に陸上経由でやってくるソグド商人はいた[藤本1976、56頁]。また、既に森部豊・Vaissière両氏が指摘するように[Vaissière2002, pp. 196-221. ; 森部, 2004]、「ソグド系突厥」*“Turco-Sogdiens”*のようなモンゴリアから流入してくるソグド系の武人が躍動することも視野に入れなければならないし、九世紀以降には、ウイグルの南下・西遷も起こってくる。そうした状況のなか、おそらく漢人商人は、なおもソグドの人々と、中央アジアから中国華北およびその北・東北辺において、競合しながらも、情報の交換、資金・商品の融通、事業提携など、密接な関係を構築していたと考えるのが妥当であろう。やがてソグド商人に代わって、ウイグル商人が、ソグド人と同様に中国北部(華北)やモンゴリア・中央アジアに交易ネットワークを構築するが、ここに言うウイグル商人とはウイグル国の商人の意味であり、そこには多くのソグド人や漢人が含まれていた[森安1997B、111-116頁]。このように漢人商人が、ソグド商人と一緒に、中国内地だけでなくさらにその外側に向かって交易活動の範囲を拡大させたのは、まさに唐代にその基盤が構築されたのである。
- (47) 清木場1996、16頁。ただし先にも述べたように、清木場氏は、遠小州の官料・郵駅等費を数十万程度と考える。同、17頁。
- (48) 濱口1966、919頁。

- (49) 庸調布 450 万人のうち、淮南・山南道では庸調布と租粟を納め (260 万人)、江南道では庸調布と租布を納めている (190 万人)。また全編戸数は 890 万であり、戸税として 222.5 万貫が、地税として 1246 万石が徴収されている。濱口 1966、916 頁。
- (50) 編戸数の変動を見るにあたっては、表があまりにも煩雑になるため、ここでは敢えて『旧唐書』地理志と『通典』州郡典の二つだけを取り上げて作表した。作表の基となった各州府に関するデータは本稿では割愛するが、データ収集にあたっては、各州府の経済活動の規模をうかがう参考資料として公廩本錢数 [積録 156-67 頁] も併せて取り上げている。
- (51) 日野 1961 ; 凍 2002、23 頁。
- (52) 凍 2002、14 頁。
- (53) 凍 2002、203 頁。
- (54) 唐代における編戸数の変動の問題は、既に古賀登・凍国棟両氏により詳細なデータの提示や分析が加えられており [古賀 1992、凍 2002]、ここでもそれらを踏まえて検討すべきであるが、現在の筆者の手に余る大部な作業となるので、この問題の詳細は他日を期したい。なお、Twitchett 1963, pp. 116-118 も参照。
- (55) ただし『函志』によると、同じく開元時期のものながら、以下に掲げるように、庸調絹供出州の数については、河南道・河北道の優位は揺るがないものの、劍南道に関しては極端に少ない。
- 『函志』…65 州 (河南道 25、河北道 11、劍南道 6、江南道 6、山南道 6、河東道 4、関内道 3、淮南道 3、嶺南道 1)
- これは劍南道の州府については、開元時期の庸調絹・布の内容を欠く州府が多いためである。劍南道の絹 (帛練) は、7 世紀の段階で既に、中央アジアへの軍需物資として振り向けられており [荒川 1989、37-46 頁]、8 世紀においても劍南道の相応の州が絹を納めていたと見た方が妥当である。
- (56) 巖 1969、附篇 7「唐代紡績工業之地理分布」参照。
- (57) 佐藤 1968、326-327 頁。また日野 1952 [1984、466 頁] ; 同 1968-77 [1984、395 頁] 参照。
- (58) 荒川 1989、38 頁。
- (59) 「唐開元 23 年 (735) ? 沙州会計歴」(P. 3841v <録> 籍帳 370-373 頁; 積録 1、415-425 頁)、「唐天寶 13 載 (754) 燉煌郡会計牒」(P. 3559+P. 3664 <録> 籍帳 479-481 頁; 積録 1、463-467 頁)、「唐天寶時代 (744-758) 燉煌郡会計帳」(P. 2862v+P. 2626v <録> 籍帳 481-484 頁; 積録 468-478 頁)
- (60) 「唐天寶 2 年 (743) 交河都市估案」(大谷 3044・3045・3084・3097 <録> 籍帳 pp. 447-462; 集成 2、11・19・24 頁)
- (61) 關尾 1989 をもとに作表。
- (62) 王炳華 1983、8 頁では「麻布」とするが、新疆ウイグル自治区博物館編『新疆ウイグル自治区博物館』講談社、1987 年、187 頁では、「絹」とする。河南道が賦として絁を

納めていたこと、また紬は麻布と外見上似ていることから、ここでは新疆維吾爾自治区博物館の判断を一步進めて紬とした。関尾 1989、104 頁および 107 頁の注参照。

- (63) 益州の絹は、生絹なのか練なのかは確定していないが、前掲の燉煌郡(沙州)会計関係文書や西州の公定市価文書には、劍南道の梓州や益州の小練が見えている。今後、実物に即して解決すべき課題となろう。
- (64) 雜州については、嶺南道の羈縻州に雜州はあるが、ここは特定の州の産ではないことを意味している。池田 1968 (二)、50 頁。
- (65) 濱口 1966、936-937 頁；宮園 1976、33-34 頁。
- (66) 日野 1962 [1984、244 頁]；宮園 1976、33-34・37 頁；丸橋 1996、60 頁。
- (67) 渡邊 2002、12-14 頁。
- (68) 荒川 1992、32-36 頁。
- (69) 荒川 1992、37-38 頁。
- (70) 青山 1963、296-297 頁ほか。
- (71) 江淮船の回帰地点や洛陽・陝州間の運路の変化については、清木場 1996、59-134 頁等に詳しい。
- (72) 丸橋 1996、37-41 頁。
- (73) 丸橋 1996、37-41 頁。
- (74) 『安祿山事迹』巻上、天寶七載六月詔には、「范陽郡大都督府長史、柳城郡太守、持節范陽節度・經略・度支・營田副大使知節度兼平盧節度使・度支・營田・陸運・押兩蕃・渤海・黒水四府經略処置及平盧河北轉運并管内採訪等使」と見えている。また至徳元年(756) 4 月に平盧軍節度使に任命された劉客奴は、陸運使を兼領している。日野 1962 [1984、245-246 頁]。
- (75) 典拠は以下に掲げる通り。
- ① 「大番故燉煌郡莫高窟陰処士公修功德記」(P. 4638、839 年書写。〈録〉積録 5、221 頁)
  - ② 『唐會要』巻 78、諸使中・節度使
  - ③ 『唐大詔令集』巻三六(『全唐文』巻二三)、「慶王琮司徒制」
  - ④ 『文苑英華』巻四一四、孫逖「授楊行審靈州長史制」
  - ⑤ 『文苑英華』巻四〇六(『全唐文』巻三〇九)、孫逖「開元二六年(738)授崔希逸河南尹制」
  - ⑥ 『唐大詔令集』巻五二(『全唐文』巻三一〇)、孫逖「開元二六年(738)李林甫兼河西節度使制」
  - ⑦ 『文苑英華』巻六四八、「天寶元年(742)河西破蕃賊露布」
  - ⑧ 『冊府元龜』巻一二九(『唐大詔令集』巻六〇、『全唐文』巻二五)、「隴右河西節度使哥舒翰西平郡王制」
  - ⑨ 『曲江集』巻十一(『全唐文』巻二八六)、張九齡「勅磧西支度等使章仇兼瓊書」。同勅書には、「藉卿使車兼有提振、不独長行・轉運・營田而已。」とも見えている。

- (76) 荒川 1992、39-51 頁。
- (77) 荒川 1992、39-40 頁。
- (78) 荒川 1989、53-62 頁。
- (79) 「唐天宝時代 (744-758) 敦煌郡会計帳」(籍帳 481-484 頁) には、天宝時代、「階亭坊」と呼ばれる長行車坊に、車 137 乘・牛 140 頭・ラクダ 12 頭・驢 48 頭が備えられ、「広明などの 5 戌」には、函馬が各戌 10 疋ずつ、驢が 100 頭(烏山戌 13 頭・雙泉戌 14 頭・第五戌 21 頭・冷泉戌 20 頭・広明戌 32 頭)が備えられていたことが見えている。
- (80) 荒川 1990、219-222 頁。
- (81) 「唐開元十三年 (725) 転運坊典賣元貞牒」(現、中国国家博物館所蔵 <録文>大観、230 頁/<写真>同、153 頁) に、(長行車) 坊の兵が「入積扶車」(沙漠に入って車牛を牽い) たり、飼料となる草刈りに借り出されていたことがうかがえる。「扶車」については前掲「唐寶應元年 (762) 六月康失芬行車傷人案卷」に、ソグド人が漢人客商に雇用されて「扶車人」となり、車牛を牽いていた例が見えている。
- (82) 日野 1962 [1984、243 頁]。
- (83) 日野 1962 [1984、243-244 頁]。日野氏は、海運使は一貫して平盧節度使への軍物補給を担っていたとされ、その送納ルートについて「大運河を北送せられてきた東南の物資を楚州(淮安)から水運によって海州に分送し、そこから山東半島を迂回する海運を以て渤海湾に入り、登州・萊州で積み込まれる物資とともに遠く平盧に送りつけていた」とする。
- (84) 開元 25 年の「水部式残卷」(P. 2507, TTD1(A)p. 41) の一条に、遼東に駐留する軍隊宛ての軍需物資を輸送する二年上役の水手 5400 人(海運 3400 人・平河 2000 人)のことを取り上げ、彼らに対する免課・資助規定として「兼准屯丁例、每夫一年各帖一丁」と見えている。本条を検討された日野開三郎氏は、当該部分は、水手の出身州(河北・山東方面の 10 州)に命じて、水手ごとに一人の丁男を配当させたことを意味し、この配当丁男の税役義務を納資せしめることによって、それを長上中の水手の家族の生活費に充てていたと解している。日野 1975、277 頁。また宮園 1976、27-30 頁; 同 1977、46-47 頁参照。
- (85) 菊池 1976、5-7 頁。
- (86) 宮園 1977、44-45 頁参照。
- (87) 節度使安祿山と商胡(ソグド商人)との提携関係については、『安祿山事迹』卷上(天宝 10 載の条)に見えている。
- (88) 上掲「水部式残卷」(P. 2507, TTD1(A)p. 41)。白丁に対する免課・資助規定は、先の「海運水手」の例に準ずるとする。
- (89) 丸橋 1996、58-61 頁。
- (90) 本契は葬礼文書の類であるが、当時の流通貨幣を知る上で有効と判断し、本表に加えた。
- (91) 「唐天宝 2 年 (743) 交河郡市估案」(籍帳 448 頁)。

- (92) 池田 1968 (二)、53-54 頁；池田 1980、310 頁。
- (93) 宮澤 1998、42-54・507 頁。
- (94) 日野 1952 [1984、456 頁]。
- (95) 日野 1952 [1984、463-497 頁] ほか。森安 2004B、26 頁参照。
- (96) 森安 2004A, pp. 229-231 ; 森安 2004B、10-17 頁。
- (97) 宇野 1989、83 頁。